

平成28年 第3回 定例会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

平成28年9月12日 開会

平成28年9月16日 閉会

美 深 町 議 会

平成28年第3回定例会  
美深町議会会議録  
第1号（平成28年9月12日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第37号の提案説明
- 第 7 議案第38号の提案説明
- 第 8 議案第39号乃至議案第42号の提案説明
- 第 9 認定第1号乃至認定第7号
- 第10 報告第4号 委員会報告（総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から  
所管事務調査の報告）
- 第11 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 小口英治君  | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君   | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君  | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君  | 8番 諸岡勇君  |
| 9番 齊藤和信君  | 10番 南和博君 |
| 11番 倉兼政彦君 |          |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- |            |              |
|------------|--------------|
| 町長 山口信夫君   | 副町長 今泉和司君    |
| 総務課長 渡辺英行君 | 住民生活課長 川端秀司君 |

保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	玉置一広君	教育グループ主幹	大堀裕康君
幼児センター長	藤原裕子君		

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	神野勝彦君
------	-------	-------	-------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますので只今から平成28年第3回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において3番和田君、4番中野君の両君を指名します。

---

◎日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 諸般の報告を事務局長から行わせませす。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

はじめに閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動等につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

1つ、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、1つ美深厚生病院に係る平成27年度損失金助成等の要請、1つ、新たな高校教育に関する指針の見直しを求める陳情、1つ、特別支援学校の設置基準策定を求める陳情の4件であり、これらは資料として配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率報告書、教育委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく平成27年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、代表監査委員から平成28年6月、7月、8月実施の例月出納検査報告書、これら4件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算4件、認定7件の13件です。議会側提出のものは委員会報告の1件です。

今定例会の説明員として出席通知がありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に、今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問の通告者は齊藤議員他2名です。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は本日から16日までの5日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。今定例会の会期は本日から16日までの5日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言が求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） おはようございます。いよいよ9月に入りまして、収穫の秋を迎える時期となっております。本日、第3回定例会の開会にあたり、3点の行政報告を申し上げますが、冒頭、8月に北海道を連続して襲った台風による被害状況について触れさせていただきます。8月17日から23日にかけて台風7号、11号が連続して上陸し、北海道に広い範囲で、住宅などの建物被害や農作物への被害が報告されております。本町におきましては、河川の増水に伴う内水氾濫によって道路、河川ほか、農業関係の被害がありました。農業関係では、台風7号で冠水による被害がかぼちゃ2戸0.1ヘクタール、キャベツ1戸0.1ヘクタール、牧草地1戸1.0ヘクタールのほか、倒伏による被害が春小麦で5戸28.2ヘクタール、合計9戸29.4ヘクタール、372万円ほどの被害額が見込まれている状況でございます。また、台風11号ではこれも冠水により畑作物のうち、かぼちゃが3戸0.6ヘクタール、キャベツが1戸0.1ヘクタールのほか、水稻で1戸3ヘクタールの被害を受けております。なお、町全体の農作物の作況状況について

はお手元に資料を配布いたしましたので、ご確認をいただきたいと思います。一方、道路などの公共施設では台風7号、11号で土砂流出による町道の一部閉塞、路盤の流出、法面崩壊による農地欠落、排水路からの越流による農地法面決壊の被害が発生し、今定例会にこれらの復旧費550万円を計上しているところであります。更に、30日からは3つ目の台風10号の上陸があり、上川管内では南富良野町におきまして空知川が氾濫し甚大な被害が報告されておりますが、本町においては影響が少なく新たな被害の発生の報告はありませんけれども、今後の農作物の出来栄えや林道・用水路などに被害の拡大があるのではないかと想定をしているところであります。

それでは行政報告の1件目でありますけれども、JR問題、昨年来、JR北海道では経営改善を図るため車両の老朽化に対して更新が出来ないことや駅員の無人化など、美深町にとりまして大きな動きのあったところであります。実際に普通列車の減便や美深駅の職員無配置も行われできたところでありますが、新たに列車の運行形態の変更と南美深駅の廃止について提案がなされております。これらJRの動きに対し経営改善策やその方法など沿線の自治体と相談の上、公共交通機関を担うものの使命を果たすべきとして5月26日、名寄市において宗谷本線沿線自治体市町村長意見交換会を開催しJRとの意見交換を行いました。また、宗谷線沿線の自治体として経営改善のための削減・廃止など住民の交通手段の確保を図るためにはこのまま容易に見過ごすわけにはいかないとして、7月25日、JR北海道や道庁への要望、更には7月26日には国、国土交通省に対してでありますけれども、JR北海道への安全で安定的な輸送の確保に対する要望を行ってきたところであります。しかし、一方でJR北海道は経営改善を理由に経費削減の提案が出されているところであります。一部、報道でご承知のことかと思っておりますけれども、美深町住民に関わる具体的な事項では来年3月のダイヤ改正から札幌・稚内間の特急列車3本のうち、特急サロベツの上下便とスーパー宗谷2号、3号の上下便を旭川・稚内間の運行にし、現在サロベツの車両を廃止してスーパー宗谷の車両で運行するとの提案であります。この特急サロベツの老朽化問題は、これまで使用していた車両を更に老朽化の進んだ車両に編成し直し従前運行していた車両を新幹線の開通に伴う函館方面において使用する実態も判明したため、許しがたい行為であると申し出を行ったところ、説明不足であった事実であることを認めるとともに、今後の列車の運行方法の変更についても継続的に進めてくるものと見込んでいるところであります。町民の利便性の確保のためには、これまで札幌までは乗り換えなしに移動することができたものが旭川における乗り継ぎが発生するため、乗り換え時の容易な移動や料金に変わりの無いよう、更に座席の確保など必要な対策を講じられるよう申し出を行ってきたところであり、今後これらの対策が確実に実行されるよう協議

を進めるものであります。また、町内には現在6つの駅がありますが、このうち南美深駅の利用が少ないとの独自調査結果を用いて、この駅を廃止したいとの申し出がありました。本町においては農村部における南美深を始め、初野・紋穂内・恩根内・豊清水はいずれも農業地帯であり今それぞれの地区の農業者の皆さんの努力によって後継者育成や新規就農者の育成などに懸命に取り組んでいるところであります。JR駅は一度廃止されてしまえば再度、設置される事は想定出来るものではありません。したがって、今、廃止の提案を受けている南美深駅を始め、この後も予想される農村部の駅についても将来の発展を期待し、利用者があるうちは本町が一定の負担をしながらでも維持に努めていきたいと考えているところでありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。続きまして、美深警察署の分庁舎化について申し上げます。昨年の第3回定例会の冒頭、行政報告で申し上げたところでありますけれども、道内5警察署、沼田・夕張・三笠・砂川・美深の統合が平成29年度以降進む状態にあります。現在の予定では平成29年度には沼田署が深川署に、夕張署は栗山署に、三笠署は岩見沢署、3署は統合になると聞いております。この3署については、警察庁舎の大規模な改築が行われなため、所轄の変更等で済むものであります。本町にとりましては、住民の安全・安心を維持する警察署の統合は非常に厳しい現実であると認識しておりますが小規模署の勤務実態を始め、事件・事故時の対応など現行の警察署の体制に脆弱な面があることも理解をしなければならないと感じております。過日8月9日、道警から警察部長ほか3名の来町があり、名寄署の移転先が決まったとの報告を受け、美深においてもまちづくりに配慮した形で移転も視野に入れているとの申し出があったところであります。今後の予定では、美深署あるいは統合先である名寄署について庁舎の老朽化による建て替えが必要であることから、平成29年度の測量・設計、平成30年、31年度の建設を見込んでいるとのことでありまして、名寄署においては現在、警察署がある位置から300メートルほど離れた旧名寄営林署のあった場所、税務署の隣だと想定できますけれども、名寄市の所有地であることから用地の広さ5,200平方メートルほどでありますけれども、そこが移転場所と考えているようであります。本町においては警察庁舎の候補地を現在の場所、市街地中心部の民間の空き地、あるいは国道沿線の市街地、北側の9号線交差点付近等を候補地として検討してきたところであります。道警本部と協議している中では、やはり国道沿線に警察署の建物がある事は交通・防犯の抑止効果が期待出来ることや、今後、延伸されると見込まれる高規格道路等のことを踏まえると9号線付近にあることが望ましい位置であるとの意見を聞いているところであり、移転先の候補地を9号線付近として地権者、更には道警の合意が得られるよう協力をしたいと考えているところであります。また、これまで分庁舎化と言われてきており美深にお

いても美深分庁舎との名称を想定しておりましたが、名寄警察署美深庁舎と言う名称を検討しているとの申し出でありました。本町にとりましては警察署の新築はまちづくり、市街地景観などにつながるものとし道警が行う美深警察署の改築は後回しにならないよう今後も協議を続けて参りたいと考えております。

次にSAF恩根内灯油漏洩事故についてご報告を申し上げます。美深振興公社を中心に、旧恩根内小学校のプールを活用してチョウザメ育成事業の拡大を図ってきたSAF恩根内にありますけれども、過日、7月19日、飼育槽、プールの水面に油膜が浮いているのを従業員が発見し、直ちにこれらに対応するため振興公社はもとより役場の担当部署や消防の協力を受け、油膜の除去や河川流出防止、油膜の原因特定に当たったところであります。油膜の原因は灯油でありまして、この施設に設置している暖房用灯油の490リットルタンクの導管から微量の灯油が漏れ出したものであります。導管はタンク直下の地中に埋設されておりまして、地上すれすれのところに傷がありました。これは冬期間における除雪により破損したものと思われれます。非常に小さな穴が開いていたと報告を受けています。この穴を伝って地中に浸透し、建屋から北東の方向に7～8mほど離れた場所にある地下水を汲み上げるマンホール内に染み出たものであります。通常マンホール内に染み出ただけでは地下水として汲み上がることはなかったのですけれども、雨水等によってマンホール内の水位が上がり地下水を汲み上げる管の淵を覆うさや管と言われる物を伝って地下水位まで到着し、そこから地下水と一緒に汲み上がったものであります。灯油のタンクには平成25年当時、490リットルを入れて冬期間、水温の上昇や屋根からの落雪が図られるよう室内の暖房用として、また稚魚水槽の水温を上げるボイラー用として使用しておりましたが、冬期間の室内は太陽光が取り入れやすいビニールハウスであることや地下水を汲み上げており一定の温度があったことから想定以上に室内温度が高かったため、比較的使用が少なく灯油は平成25年当時に一度入れたきりで灯油の残量が概ね100リットル程度であったようであります。事故発生の翌日から旭川建設開発部河川事務所あるいは上川総合振興局の立ち入り検査・指導を受けながら直ちに浸透した土砂の除去や水質の浄化を行い、河川への流出や近隣住民への被害をさせることなく対応したところであります。また、チョウザメについては全て本年度改修を終えた久の家さんの養殖場へ移動をし、また、本年孵化した稚魚はチョウザメ館へ移動させこの事故によるチョウザメへの被害はありませんでした。現在、飼育槽や導水管の一部に残った灯油による影響がないか数尾のチョウザメを放して飼育試験を行いながら全面復旧に取り組んでいるところであります。なお、これらによる土砂の除去、埋め戻しなど、また、関係機関など復旧に要する経費総額は概算で680万円余りと試算したところであります。特に土砂の除去、埋め戻し、配管の取

り替え工事などでの直接的な経費では620万円となります。このうち約半分は汚染された土壌の処理に係るものであります。この施設は町がチョウザメ事業の振興を目的に支援を行い、美深振興公社が管理運営してきたところであり、チョウザメの飼育はもちろん孵化技術の確保や育成研究など、北海道大学水産化学研究院、北海道総合研究機構などの指導を受けながら進めてきたところであり、この事故の発生は残念でならないところであり、現在進めているチョウザメ振興事業を継続的に進めていくためにはSAF恩根内での養殖や研究事業は欠かすことの出来ないものであり、灯油の流出に係る管理責任は振興公社にありますが、SAF恩根内を早い段階で復旧させる必要があります。町としてはこの事故にかかる処理経費の概ね2分の1を振興公社に交付し早期の復旧を考えておりまして、本定例会にて300万円の補正予算を計上し対応して参りますのでご理解をいただきたいと思っております。以上、3件の行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 行政報告が終わりました。お尋ねの件があれば発言を願います。ありませんか。特になければ本件報告済みといたします。

---

◎日程第5 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は3人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分といたします。それでは通告の順に従って発言を許します。

9番 齋藤君。

○9番（齋藤和信君） それでは一般質問を行いたいと思っております。項目につきましては教育。件名は仁宇布山村留学が始まって25年が経った経過について、今後の山村留学のあり方ということで教育長及び町長に質問をしたいと思っております。まず、通告書にもあるように仁宇布地区を維持するということで昭和56年頃、仁宇布の住民たちで親子方式による山村留学が平成3年より始まり、旧鉄建公団の建物を利用してホスターホームいわゆる寮方式による山村留学が行われ、現在はホスターホームと親子留学の家族方式が主流。里親で山村留学を行っている家庭は1件もないかと思っております。そのような中で全国を見ますと過疎地、北海道や九州が過疎と人口減少に歯止めをかけようということで平成3年ごろから各地で山村留学の実施が始まったかと思っておりますけれども、道内の山村留学の実態、推移を見ますと平成17年度から26年度にかけて小学校では平成17年度が27町村43校、それが26年度になりますと15町村23校、中学校におきましても平成17年度では12町村18校から26年度は7市町12校と平成17年度から26年度にかけて、山村留

学を行ってきている市町村が徐々に半分近く減ってきていると。毎年、町費として800万円前後をかけ、また、ホスターホームの管理人のお金も年間約500万円程度を町費から出して、なおかつ親子留学をするための住宅を建設。平成25年には住宅を建設して留学を進めている中で今後この山村留学をどのような形で続けていくのか、町長、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。次に、仮に山村留学を今後続けていくという形になれば、同僚議員や昨年12月に仁宇布地区の方からも要望書が出されたように、仁宇布小中学校の校舎の耐震の関係からどのような形で進めていくのかという質問の中で、町長、教育長共々、町全体の理解と合意が必要ではないかと答弁がありましたけれども、美深町全体の市街地の方におかれまして仁宇布の山村留学がどれほど理解されているのか。どのような形で進められているのかという事をしっかりと説明しないうちには、全町的な理解も合意も求められないかと思うので、その点、今後全町的な理解、合意をどのような形で町長、教育長等々は求めていこうと考えておられるのか。この2点について質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、齊藤議員の方から山村留学の今後のあり方についてということでご質問をいただきました。大きくは2点についてのご質問であったと思います。今ご質問にもありました通り、山村留学がスタートして全道的な状況が先程お話しありましたけれども、議員がおっしゃられた通り全道的に近年半減してきているという状況であると思っています。山村留学につきましては仁宇布地区におきまして、議員からお話あった通り、地域をしっかり守っていききたいといった住民の熱意のもとで児童・生徒を確保して地域の活性化をいかに図っていくかということで始まったものでございます。これまで多くの子供たちを迎え入れて今日に至ったところでございます。議員もご承知の通り昨年、現在の山村留学制度が始まって25周年を迎えたという歴史のある制度でございます。これまで長い間続いてきたということは、地域が主体的に子供たちを支えてきた結果でございます。山村留学は仁宇布の地域であるから進めてこられた事業であると私自身は考えているところでございます。留学をする子供たちに対して地域の支援が今後も続けていかれるという考え方の下で出来る限り継続をして参りたいと考えているところでございます。次に2点目の町民への理解、合意をどのように図っていくかというご質問でございますが、先ほど経費等のお話もございましたがやはり学校校舎の建て替えということになれば莫大な経費がかかってくることとなります。そういったことを考えますと町全体の幅広い考え方や様々なご意見をいただいてそれらを議論、整理をしていく必要があるだろうということをお考えまして今回の補正予算の中でも頭出しをさせていただきましたが、懇談会を立ち

上げ、今後の方向性について丁寧な説明と議論を深めていければと考えてございます。まずは教育委員会としてご意見を伺って参りたいと考えておりますが、町としての大きな課題でありますので即結論が得られるのかといふとなかなかそうではないだろうと。これは一定の時間が必要となりますし、しっかりと詰めていければと思っておりますので、今年度、来年度にかけて協議をしてご意見を頂いていければと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 山村留学の今後のあり方等々について教育長から答弁があったところであります。町の立場として、山村留学の継続と仁宇布小中学校の建て替えの考えについてご答弁を申し上げたいと思います。仁宇布小中学校の建て替えにつきましては昨年12月に仁宇布自治会、山村留学制度推進協議会、仁宇布小中学校PTAの3団体連盟による仁宇布小中学校校舎新築を求める要望書を受け取っております。これは議会も受け取っているのです、ご理解をいただいているのかなと思っております。ご質問にありますように道内の山村留学は減少傾向にありまして、それぞれの実施自治体において財政面での負担ですとか、地域住民の持続的な受け入れ体制の確立ですとか、留学生の家庭状況の変化など様々な問題を抱えながら山村留学は今日まで進めてきたということでございます。本町におきましても学校への地方交付税措置があるのですけれども、留学生の受け入れに必要な財政的負担、こういうものが非常に大きいものがあります。山村留学の取り組みが町民には見えづらいという部分もあろうかと思っております。地域で子どもたちを支える体制を続けていけるのかという課題、更には地域の子供が将来的にどうなっていくのか、多くの課題があると思っております。また町民の中にもどうなるのか、どうしていくのかという様々な考え方があるということも承知しているわけでありまして。町としましては先ほど教育長からのお話がありましたけれども、今定例会にこれらの問題を整理するために仁宇布小中学校のあり方に関する懇談会を立ち上げるべく、補正予算を組むということでありましていずれにしても学校の存続やどうしていくのか、こういう問題について教育委員会がそれぞれまずもって町民の中に入りながら、色んな議論を聞いてご意見をいただけるものだというところでございます。私としてはそういう意見等々を受けながら慎重に対応して参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齋藤君。

○9番（齋藤和信君） 今、教育長の方から懇談会を立ち上げて進めて参りたいというような話が出た中で山村留学というものはある程度、地元の生徒が少なくなってきたのに対して都会の留学生を呼んで進めるという基本的な考えがあるのではないかと思った中で、地域の生徒と留学生の交流ですとか地元生徒の親御さん、また留学生の親御さんという親、

留学生の保護者との交流ですとか、地域住民との交流によって地域の活性化が生まれてくるというような留学制度だとは思いますが、そういった中で仁宇布小中学校が留学生を呼んで来て、生徒数の推移を見ますと始まった頃はかなり地元の生徒もおられました。ただ、平成20年前後には地元生徒が3～4名で、かえって留学生の生徒の方が多い形の山村留学といった中で、先ほども言ったように生徒の交流、そして生徒の親の保護者同士の交流、そして地域の交流、活性化等を考える中で教育効果とか地域振興効果というのは25年経過してどのような形で現れていたのか、そのような点をしっかりと25年の経過を見据えた中で判断しておられるのか、その点について教育長にお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 25年の成果ということでお話を伺いました。山村留学がスタートした当初やはりその地域をいかに守り、育てていくかという地域の方々の強い思いの中で今議員がおっしゃられた通り、1つの目的としてはそういうものもあったかと思えます。ただその地域の人たち、山村で来られる方、子供同士の状況というのは、その時その時で大きく変わっていきます。ですから、確かに言われる通り大きく進んだ時期もあるでしょうし、時によっては色々と難しい時期もあったかと思えます。そういった時期、状況乗り越えて25年継続をして来たということの意味というのは、やはり地域にとって大きなものがあつたらうと私は考えているところです。やはり、直接教育という視点ではなくて、その地域づくりという部分を見ますと私の立場からそういうお話をして良いかどうか解りませんが、色んな観光事業をはじめ山村留学というその地域の今の状況がなければ、果たして今の状態になったかどうか。これは色々と見られる方がいらっしゃいますからそれぞれの立場で考え方が違うと思いますが、私はそういった部分についても大きな地域の効果はあつたらうと思っています。それからもう1つ、これは教育的な視点ということを考えますと山村留学は大自然の中でそれを目指して、ということが1つの大きな目的でありますけれども、ただ現代社会においてやはり色んな課題を持ってきている子供達も確かにたくさんいます。実態としてはそちらの子供達の方が多いという状況であります。そういった子供達が仁宇布山村留学を通してその課題を克服して将来に向かって羽ばたいているという、これは教育の視点から非常に大きな成果が上がっていると。残念ながら途中で挫折する子も数パーセント居ます。ただ、そういった部分で非常に大きな成果が上がっていると。そういったことをトータルとして考えるとこれは非常に有意義な事業であるという認識を持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齋藤君。



かという現段階での認識でございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齋藤君。

○9番（齋藤和信君） 今、教育長の方から学校運営に関してというような形の中で生徒数の規模などを教えていただいたなと思った中で、仮に留学生では無い本来の美深町民である地元生徒がゼロになった時はどう考えておられるのか。ゼロになっても留学生だけでやるというようなことが山村留学のあり方なのかということに私自身も首をかしげるなど。何故かと言いますと本町の町の中の小中学校に関して1クラス30名程度の人口になってきた中でこれから先あの地区で確かにトロッコ王国、滝、松山湿原という観光というものがしっかりして根付いて来て通年的に来られる方もおられると思います。その中で仮に地元生徒がゼロになっても山村留学というのは続けて行けられるものなのか続けていくものなのかは解りませんけれども、その辺の考え方を再度お聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） これは山村留学制度が始まって以来の大きなテーマだと思っています。私も担当の時代に山村留学に関わり、将来子供がいなくなったらどうなるのだろうという思いを持ったことも確かですし、教育長になって現在進めてきている中でそれも1つの考え方としてどうしていくのかという大きな課題を持っています。ただ、これまでの経緯の中でほとんど地元の子供が居なくなった時代も実はあるわけですね。そういった時代に山村留学をどうするのだという大きな議論があったのかなかったのか。私は教育という立場で物事を見ていますから、進めていく上で良い見方をすればやはり一定程度の町の中での皆さんの理解がされているのだろうとそんな考え方を持っています。では、言われる通りゼロになったとき、それから将来も可能性がないとなった時にどうなのだと。これは、大きな疑問としてまだまだ町民のみなさんも疑問を持たれることもあるだろうと思います。続けていけるのか、いけないのかというお話の視点からいきますと、これは先程申し上げた通り、あの地域であるから出来ているという前提でのお話を申し上げるわけですが、やはり地域の方々がしっかりサポートが出来る状況があれば、今全国から問い合わせの件数というのが結構な数がございます。ここ数年、人の動きがあまりないものですからずっとお断りをしている状況なのですが、お断りをすればするだけ問い合わせ等は若干減ってくるのでしょうけれども、それでも一定の数は来ています。ですから先程教育効果の部分で申し上げた通り、先程議員がおっしゃられた議員が考えられる本来の山村留学の目的として良いのか悪いのかという問題もあるのかもしれませんが、教育の視点から見て特に一定の課題を持った子供たちに対してのこれは非常に大切な教育の場であるということを見ますと、山村留学が出来るか出来ないかという視点で考えま

すとこれは一定程度継続をしていける可能性は十分にあると私は考えています。ただ、おっしゃられた通り相対的な建物の問題や色んな問題がありますからこれは私が思う思い入れと、町全体としてやっていくかどうかという議論の部分というのは必ずしもイコールではないと思っています。そういった部分をしっかり整理していく中でこれからどうしていくのだという方向性を見いだしていく必要があるだろうという認識を持ってございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齋藤君。

○9番（齋藤和信君） 25年経って地元の生徒がいなかった時も続けてきたと。去年の100年記念誌ですか、あれを見た中でどこかであるのかなと思ってはいたのですけれども、やはりそういうような考えであれば確かに続けていけるといった中で、今教育長のからはあとはお金のかかることですか、やはり町の子どもを持った親に関してみれば、若干どうなのと。山村留学の生徒と美深の小中学校に通っている生徒との感覚というのは、どうなのという声も聞こえてきています。そう思って今回、このような形で聞いているのですけれども、確かに教育長のおっしゃる通り懇談会を立ち上げて行政指導の懇談会であれば、仁宇布小中学校の建て替えをするには1億5,000万円だの2億円だの投げやりな形で上がっていくような形ではなく、しっかりしてお子さんを持つ親ですとか、里親経験をなされた仁宇布の方ですとか、そういうような大きな視点でそういう懇談会を立ち上げていただいてしっかりと方向性を出していただきたいと思うことと、これはやはり早く結論を出すことが必要ではないかと思うのです。何故かと言いますと、今地元の生徒が7名ぐらいですか。地元の生徒というか、あそこに家を建てて新規就農で入られた方、そしてもう1人ということで7名を考えるとその生徒が今、小学校2年生ですか。昨年、仁宇布100周年の時に1年生の言葉として出された、2年生であれば中学3年生とあと5年、7?8年には地元の生徒というものが、仮に今の仁宇布の現状を考えた時点で、あそこで生活をし、地域で暮らし、子供を出産するというような形が現在私の考えでは考えられない状況にありますので、その7~8年後にはきちんと方向性が出せるとそういうのであれば、懇談会を立ち上げてお話しするのも先ほど言ったように里親制度をやった方ですとか、そういった方も巻き込んで早めの1、2年のうちに結論が出せるのか、出せないのか再度お聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 地元の子供たちの状況ですけれども、今議員が言われた通りですが、あと未就学児の方が1人いらっしゃいます。その子が入るにしても議員がおっしゃられた通り、今後の地元の子供たちがどうなっていくかという部分では、そういうことも充分意識をしていかなければならないと思っています。今回、懇談会等を立ち上げて皆さ

んのご意見をいただきたいと。懇談会そのものはどうしても色々な部分の人にたくさん集まってもらうという事は物理的に出来ませんので、一定程度、幅広く意見を頂ける方を選んでいきたいと思いますが、今おっしゃられた多方面の方のご意見を頂くということについては今後色々な方策を考えていかなければならないのかなと認識をしているところでございます。いずれにしても3年も5年もかけて方向を出していくという考え方ではなくて、今年度、それから来年度29年度の段階で教育委員会として一定程度、考え方を整理したいと思っています。その段階において町長にもご相談申し上げなければなりませんし、議員の皆様方にも充分ご議論いただかなければならないと思っています。教育を担当している立場の中で現在進めているその状況の中で色々な思いがあつての今日、ご答弁させていただきましたけれども、いずれにしてもやはり幅広い皆様のご意見があつて、その中で教育委員会として動いていけるという状況ですので、そういった部分をご理解いただいて議論等についてご協力いただければと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齋藤君。

○9番（齋藤和信君） はい、解りました。最後になると思うのですけれども、教育行政の判断が教育委員会なりそういう形の中で判断が出てきたと。それを踏まえて町長が判断を下すのかなと思うのですけれども、それにはやはり議会の議決というものが必要になった中で、議員個々にもその判断が問われてくるといった中で、代表制で町民から選ばれた議員、11名の判断が方向性を決めるといった中でこれまで25年続けてきたこの山村留学、仁宇布のあり方というものをこういう言い方が良いのかどうか、住民投票条例でも作って住民投票をする考えがあるのか、そこまでのことでもないというのであれば、議会で色々な形で、色々な方向性というか判断の仕方というものが出てくると思うのですけれども住民投票的な考えを町長は持っているのかいないのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど来、議員と教育長との議論を聞いていたところでありますけれども、そういう考え方は基本的に持っていませんので懇談会なり教育委員会の考え方なり、一定程度整理されて出てくるものだと認識しております。したがって先ほどから申し上げているように慎重に取り扱っていきたい。そして議会にも同じ要請が出ているということでもありますから、議員の皆様方と相談をしながら住民全体に聞くような投票ですとか、そういうような事は避けながら私も判断を持ちながら、これを執行してどうするか決めていきたいと。そのためには、あくまでも各議員さんの1つの考え方が整理されることが良いのかなと。これが1つの方向になってくるのかなと。その前には議員さんといえども懇談会の色々な意見をお互いに行政側にはそのように申しますけれども、議員としても

住民との懇談をやるのかやらないのか解りませんが、そういうこともあるのかなと思いいそれを大事にしたいなと思っています。そんな中で私も1つの考え方を整理していきたいと思っています。

○9番（齊藤和信君） 以上で質問を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で斎藤君の一般質問を終了いたします。

次、6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 8月の下旬、道内を襲いました大雨により道内各地で甚大な被害が発生し、3週間余り経過した現在でも復旧すら見通しの立たない地域や個所もあり、改めて被害の大きさを実感するところであります。被害に合われました地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げる次第であります。防災に関しましては以前にも質問させていただいておりますけれども、今回の大雨、そして先月新しいハザードマップが更新され配布されたということもありますので、これまでの経緯を踏まえて改めて伺うものであります。それでは質問に入ります。この夏、北海道はまたも大雨に見舞われました。特に今年は過去に例のない複数の台風が短期間に上陸し、大きな災害をもたらしました。幸い、美深町では大規模災害の発生はありませんでしたが、石狩川水系、十勝川水系などでは想定外の災害が発生しました。石狩川の支流、空知川上流の南富良野町でありますけれども、この空知川といいますのは石狩川の支流ということでなかなか表に出てきませんけれども、全長195km、北海道では天塩川に次ぐ長さを誇る大変大きな河川であります。この空知川上流の南富良野町では築堤が決壊し町中に泥流が流れ込む大変大きな災害が発生しました。気象条件が違えば天塩川流域でも同様の災害が発生した可能性も充分考えられました。南富良野町では住民への被害はなかったものの、想定していなかった築堤決壊により様々な課題が浮き彫りになっております。美深町では先月末、新しいハザードマップが13年ぶりに更新され全戸配布されました。ハザードマップが洪水を防ぐわけではありませんけれども、いざという時の備えとして作成・配布されたものでありますので、改めて以下のことについて町長にお伺いをいたします。天塩川では災害を未然に防ぐために、河川改修等を進めてきており、対策は充分出来ているというような見解も町長から聞いておりますけれども、近年の降雨の状況からこれまでと危機に対する認識に変化があるのかどうかお伺いをいたします。また、更新されましたハザードマップでは従来の避難所に加えて一時避難所が追加されておりますが避難所に対する考え方が変わったのか。また、住民の判断でその避難所を選択することになるのか、その辺のことについてお伺いをいたします。緊急情報の発信、これまでは対象となる自治会に発信しておりましたが、その辺に関しても質問をさせていただいたところでもありますけれども、今後はどのような形になる

のか。以前と同じように対象となる自治会単位として発信していくこととなるのか、その辺についてもお伺いをいたします。また、新しい内容のハザードマップが出て来たわけですが、今後はどのようにして町民に内容を周知していくのかお伺いをいたします。次に、都市計画が策定されているこの市街地におきましても、浸水深が2メートル以上の区域に町施設も多くあり、5メートル以上と言われている区域にも住宅があります。この地域は、都市計画上では住居専用地域として指定されているものでありますけれども、これらのものをハザードマップの内容と連動したもの、あるいはハザードマップの内容を組み入れたものに変更していくという必要は無いのかどうなのかお伺いをいたします。もう1点、このハザードマップの低地にあたる浸水深が見込まれる地域の中、標高の低い場所に美深町の特別養護老人ホームがありますけれども、色々な課題の中これで本当に大丈夫なのかという議論もありますけれども、標高の高い場所へ移転することも視野に入れて検討をすべきではないのかと思っております。この点について町長にお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、洪水の防災対策等について藤原議員からご質問を頂いたところでございます。冒頭、行政報告でも若干申し上げましたが、8月には台風が3度ほど北海道に上陸しておりまして、度重なる大雨等で異常気象になり被害が出ているわけがあります。本町におきましても、2度にわたり気象庁から土砂災害警戒情報が発令されるところという状況でありまして天塩川が増水して避難判断水位72.6mほどでありますけれども、身近な場所での災害の危険性が高まったことに加え全道的に広い範囲で住宅などの建物や道路・農地・農作物の被害が報告されたことから、住民の皆さん方も雨ですとか水に対する関心が非常に高まっていると感じているわけであります。ご質問の1つとして天塩川の改修に関する認識の変化等でありますけれども、我が町の水害の歴史等を見ると天塩川氾濫による浸水被害が昭和30年ごろまでに3度、大きく記録されております。これらは町史ですとかそういう歴史の中でご確認をいただきたいと思っておりますけれども、それ以降は治水対策が非常に進んで参りまして大水害と言われるような大きな氾濫の危険度は低下しております。ただ、近年非常に内水氾濫の対応が主になりつつあります。そういう中でありますけれども昨年の9月、関東東北豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、更には先月道内においては空知川、札内川などの国が管理する1級河川が相次いで決壊や氾濫をするという状況があるわけであります。従来の考え方といいますか、天塩川でも堤防施設では守り切れない洪水が発生するのではないのかという認識は無いわけではなく、新たにしなければならぬと思っております。そこで天塩川を管理する旭川開発建設部の

計画といいますか考え方等でありますけれども、鬼怒川等の災害を踏まえ今までも実施してきておりますけれども、河道掘削が非常に有効であると。本町でも河道掘削は現在もかなり進められていて、これが被害を少なくしていく有効手段だと言われていています。更に堤防の上部を天端と言うようでありますけれども、保護、更には裏法尻と言いますか、法尻、天塩川の川面に会してですけれども、これの補強工事等を強化するとういうことがあります。これらは今もすでに今年の予算からもやっておられるようでありますけれども、平成32年に向かってこれを実施していくというようであります。これらについては非常に大きなお金がかかるわけでありまして、国の河川管理のあり方としてそういう方向に向かっていくとういうことになるわけでありまして。しかしながら河川でありますから治水の整備というのは特に長時間を要するものでありますので一遍にはなかなかいわけでありまして、着実な実施が求められているということでございまして私ども管内、天塩川治水なら天塩川治水として期成会等も作っておりますので、そういう中でも更にスピードアップと言いますか、予算づけですとかこういうもの等々についても国に向かって声を大きくしながら発信、要望をしていきたいと思っているわけでございます。それとハザードマップで何が変わったのかとういうことであります。一時避難所の追加等もあり、どういふことかとういふことのようにありますけれども、国としては東日本大震災の教訓等から防災制度のあり方等々を受けながら法改正があります。平成25年に改正された災害対策基本法において住民の円滑なかつ安全な避難を確保するため、市町村長は一定期間滞在するための避難場所として区別して、一定の基準を満たす施設または場所を一時的な避難場所として指定することが出来ると法改正があるものですから、一時避難場所とういものを設けてうちのハザードマップでそこから更に避難場所へ移動を図っていくと。とういう二段構えと言いますか、とういうことにしているわけでありまして。それと住民が避難場所を選択することが出来るのかとういふご質問もあったわけでありまして、ハザードマップに記載をしている避難場所が基本となります。基本でありますから必ずそうしなさいとういふことではございません。それぞれのケースバイケースが必要かなと思っておりますのでこれを基本としてご理解をいただかなければならないと思っております。更に緊急時の発信、これは自治会単位なのかとういふことでございます。大雨警報ですとか洪水警報など町全体に影響する緊急情報等は全戸一斉に発信をしておりますけれども、浸水被害、土砂災害警戒状況、避難に関する指示や勧告などは降雨の状況や天塩川の水位の状況ですとか、天候等を慎重かつ総合的に判断をしながら対象となる地域あるいは戸別に周知をすることが良いのではないかと考えております。必ずしも1つの自治体だけにはならないと思っておりますけれども、全町といっても広いので全町的にはなかなかそれぞれ条件が違うと思ってお

ります。その辺はその時点、その時点で判断をしていかなければならないと思っております。基本的にはそのようなことでありますけれども住民の方に過度な不安と言いますか、そういうことにならないよう措置をして参りたいと思っております。藤原議員さんは自治会長さんも兼ねておられるわけですからご理解をいただきたいと思っております。新しいハザードマップの周知でありますけれども、ハザードマップで洪水時の危険水域や避難先ですとか、心構えなどについては記載をしておりますので、配布しているものは上に穴も開けてあります。穴を開けているのでしまい込むのではなく、出来ることなら紐でも通してどこかに吊るして大事に保管して欲しいと思っておりますし、なかなか解らないですとか、色んな声があるかもしれません。その時は必要があれば出前講座ですとかそういうものを利用しながらでもより具体的なことにしていきたい。ただ、ハザードマップはしまい込んで欲しくないと思い、穴を開けたところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。それと、都市計画とハザードマップを連動させる考え方、都市計画というのはハザードマップと一体になるのがベストでしょうけれども、必ずしもそうではなくて都市計画という現状があるものですから、それとハザードマップは水害の災害に対する抑止策として利用する、こういうものでありますから、誘導策としては都市計画法によってそれはあるのですけれども、少しニュアンスが違うわけでご理解を頂いておかなければならないなと思っております。そこで2メートルですとか5メートルですとかそういうところも確かに我が町ではなくて、全国的にどこもこんなことになってくると思っております。ただ、簡単に町を引っ越したり誘導したり、そんな簡単なものではありませんのでご理解を頂いておきたい。ただ、都市計画というのは土地利用に関する規制法が都市計画の主なものでありますからご理解を頂いておきたいと思っております。非常に難しい課題が絡んでいるのだということもご理解を頂いておきたい。具体的に特別養護老人ホームの施設が低地にあるということも話があります。確かに低地にあるわけでありましてけれども立派な堤防と言ったらアレですが、堤防が無いときは30年の災害でこの役場自体が水に覆われると、言ってみれば昔の小学校の裏、あの高さがあるこの辺まで水が落ちてきて歴史を読むと警察官も亡くなったとかそういう歴史があるようでありますけれども、心配をしている方がおられるのは事実だと思っておりますし私も低地にあると思っております。ただ内水もおかげさまでこの頃あまり溜まるような事は無いのかなと。あそこに内水を汲み出すポンプ場ですとかそういうのも設置しております。道路にも今年あたり見えていますと水が出てこないというようなこともあるものですから、それほど心配はしておりませんが、しかしながら特別養護老人ホームも開設以来30年が経過している。そう考えるときにも色々な心配なことがあるのだとすればそれは考慮に入れてかかる必要がある。あそこがど

うしてもあそこでなければならぬ、あそこがベターだということにはならないのかなとそういうことも検討していかなければならぬ、このように思っているわけでございます。ひと通り深くは無かったわけですがけれども答弁をさせていただきました。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長、ありがとうございます。ひと通り回答を頂きまして、ハザードマップに関しましては特別大きな変更はない、基本的には従来と同じような考え方の中で利用されていくという回答であったと思っていますところであります。ただ、避難所に関しては法改正との話もあって、今回こういう記載になったということのようでもありますけれども、実際のところは、例えば自分の自治会の事で恐縮なのですが第5自治会で行きますと従来は小学校が避難所でした。そこに一時避難所という形でSUN 2 1 商工会館と美深高校が追加になったわけでもありますけれども、これに関してはひょっとしたら自治会の中でも今後、第5自治会だけではなくて各自治会、他の自治会も増えているところ等に関しては、実際どのような形をとっていくのかということは新たな課題として出てきた部分だと思うのですが、その辺最終的には避難所、これは従来の避難所が最終的な避難所ということなのだと思いますけれども、先ほどその場合の例えば避難所というのは家から近い方が良いと私も思っていたところなのだと思いますけれども、それプラス最終的な避難所はやはり従来と同じだということであれば、一時的に避難した人はやはりそちらの方に行くべきなのかと今思ったところなのだと思いますけれども、管理等も考えた場合には少ない方が良いわけですが、先ほど言ったようにその辺どこに一時避難をするかも含めて住民の判断もしくは自治会の中でそういう議論があるかも知れませんが、あくまでも行政としてそちらの方に関しては住民に判断をお願いしていくようなことに今後なるのかどうか。その場合だと先ほど言ったように住民に対する周知をどうするのかということも出てくると思うのですが、その辺に対して確認も含めて町長にお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 一時避難所と公共的な避難所と区別出来れば、出来ればではなく一時避難所に寄っていただきたいと思っております。それぞれの考え方、近い方が良いという話もちろんあるのかなと思いますけれども、一時避難所を指定しておりますのでそういうところをご利用いただきたいと思っております。特別な理由がない限りうちの指示に従って、責任と言いますか最後、責任の問題だとか色々出てくるのではなからうかと思っておりますのでご理解を頂いておきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 一時避難所も充分活用しながらということかと思うのですが、そ

の辺に関しては聞き取れなくて最後の方がよく解らなかつたのですけれども、一時避難所も活用しながら、安全な形をとって最終的には従来の避難所ですよね。そこに避難をしていくというのが基本ということだったのか、ちょっと聞き取りにくかつたものですからお願いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） うちで最終的に指示は出すのですけれども、一時避難所に寄ってくださいという、とりあえずの指示になると思います。そして、最終的な指示としては避難をする場所という形にもなるかもしれませんが、一時的には一時避難所という形になります。緊急を要する一時避難所とそして最終的な避難所と。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そうしたら、これまでの避難所プラス一時避難所とは、同等として考えていって、その辺に関しては住民の判断の中で避難をしていくということで良いわけですね。僕の聞き方が悪いのかどうなのか。一時避難所も避難所も同じく皆が利用して行って頂きたいということによろしいのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） こちらから指示をいたしますので。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） よく解りました。指示をされたところに避難をして頂くということでよく解りました。避難所に関してはそれ以降従来の見解と同じということで、理解をしたいと思います。最初、天塩川の関係でお話があった、これまでと同様、色々対策は今後も継続して進めていくという中で、今もし心配だからなんとかして欲しいと言っても、すぐ出来るものでもない、長期にわたる対策ということは町長からも話があったわけですが、それと同時にここ何年かは雨の降り方ですとか今回は雨の降り方が気だつたと思うのですけれども、遡りますと冬も想定外の雪の降り方があって、想定外の対策が必要になったということもありました。昨年の秋をちょっと思い出して頂ければ、非常に強い風が吹いて木が倒れたり、そういう想定外のことが起こっておりまして、ただ単なる雨だけではなく気象の変化というものが美深町でも感じるようになってきているわけで、先ほど天塩川の期成会の話がありましたけれども、そういうものを通じて天塩川をもっとちゃんと整備してほしいという事を国に要望していく、道路の期成会と同じようなものの川の期成会で色々な要望を発信していく場所だとは思いますが、先ほど言ったように災害というものは単発で起こるのではなくて色々関連があるのかなと私は思っているのです。例えば、今回起きた南富良野を含めて道東十勝の方の被害なのですが、昨年にあの地方とい

うのは強風でもものすごく木が倒れております。その話というのはまだ出てきてはいないのですけれども、今後検証していく中で例えば流木があちこちの橋に引っかかって川の流れが変わったとかそういうのは標茶町でも随分あったのですけれども、今回の雨だけの流木なのか。去年の暮、10月に道東へ行く機会があった時に、道路から見てもものすごい数の木が倒れておりました。そういったことも含めて、気象、雨単独ではなくて色んなものがやはり関連しているのではないかと私は思うわけですが、今後そういった色んな検証が出てきた中で美深町、天塩川流域が考えた場合には、美深町だけではなくて周りの市町村と天塩川流域の市町村、特に上流部に関してはそういった情報の共有ですとかそういったもの話し合いの機会と言いますか、広域という言葉もありますけれどもそういう中で災害に対して連携を今後取っていくんだかの機会が必要になっていくと思うのですけれども、その辺に関してはもうすでにやっておられるのかも知れませんが町長はどのように思われるかお伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々な自治体毎と言いますか、気象に関してお話がありました。他の河川でのお話が出てきましたけれども、充分その状況というのは情報としてはテレビですとかマスコミを通じて持っておりますけれども、それ以上のものを具体的に持ち合わせていないのでどうこういうコメントは私からは避けたいと思っております。天塩川については期成会ですとか天塩川の管理、そういう部分については話し合い等々を開発建設部が中心になりながら持っております。あくまでも天塩川の管理というのは1級河川で国の管理でありますから色々要望というのが多いわけでありまして。そこで、今までやっておられたと言われましたけれども、先ほど言いましたように天塩川の新しい堤防の天端の保護であるとか法尻の補強、こういうものは新しい天塩川の治水対策、洪水対策としてやられようとしているのだということをもっと理解をしてほしい。従前と違って従前はずいぶん砂利をとったのですね。砂利を取った所が下がったという感じがあったわけです。このごろは砂利をあまり取ることがないようで、少し川の底が上がっているのではないかという話も色んな会議の中で出ておりますので、管理している開発建設部、こういうことも認識をしながら彼らは我々にも耳を傾けてくれていると思っております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 天塩川に関しては何とか話としてお伺いいたしました。次、都市計画の関係でいきますと、都市計画は都市計画だけと。ハザードマップはハザードマップだと。確かにそうなのでしょうけれども、都市計画は今年のマスタープランを見ていきますと、第6章の1の3というところが項目としてあるのですけれども、そこを見ますと近

年、ゲリラ豪雨や台風の大型化など多量の雨が短時間に集中して降り、土砂災害や河川の水位等が増えて平成26年8月には広島市で大規模な土砂災害が起きていると。本町においても天塩川を始めとした河川や休農区もあるわけですから、溢水・湛水・がけ崩れやその他、災害の発生の可能性のある地区においては防災計画を踏まえた都市化を抑制し、緑地の推進や保全に努め災害の防止を図る。これは1の3の項目として安全を確保するための土地利用の誘導という文言があるわけなのです。そうなりますと先ほど言った色んな低地域なども踏まえてそういうものは当然あって簡単にはいかないということは重々承知していて町長の答弁のとおりだと思うのですが、現在は市街地都市計画そのものがどんどん市街地が拡大していく中で、色々町づくりに対して色々な建築規制ですとか色々な物を集約するための誘導策としてあったわけですが、現在は拡張から縮小傾向に移っている現状がある中で、例えばそういう冠水等が予想される地域からより標高の高い安全な地域へ誘導していく上でも、そういった都市計画の線引きというものを今までの既存の道路ですとかそういうものからハザードマップというの線引きというのどちらかと言うと標高に沿ったような線引きになっているわけですが、そういったものを組み入れた中で安全な方面に誘導を図るといような役割も、この都市計画は果たせるのではないかと感じているわけですが、今年来年すぐどうのこうのというものにはならない。都市計画も何十年も前に作ってそれに沿って少しずつ都市が形成されていっていることを踏まえたなら、今すぐの対応策としては当然不備な部分もあるかもしれないですが、今後30年、40年という先を見ていった場合にはそういう手法というものも見直しの時期が来た時にはそういうことも含めた安全な地域への誘導も図るとい意味でのそういう考えも1つあるのかなと私は思っているのですけれども、全くそれぞれ別物だとは言いますけれどもせっかくハザードマップというものができたのであればそういうものと関連付けをした中での整備というものも今後やはり検討していくとか考えの1つとして入れていくことも可能ではないのかなと思うのですけれどもその辺について町長の考えを伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど補足しておけば良かったのですが、しゃべりませんでしたので追加して補足しておきたいと思います。この間の災害等を受けながら大きな災害であるものですから気象台、開発建設部、上川振興局など諸々入りまして、我々も市町村長も入りまして、状況や課題等話し合って天塩川上流の流域の対策委員会、検討委員会を持っておりますのでご理解を頂いておいて欲しいなと思っています。それと都市計画法、美深の現実、ハザードマップと一遍にまとめて言われるのですが、現実を見て欲しいと思うの

です。うちの町で現実に土砂崩れが都市計画区域の中にあるのかどうか。そういうことを踏まえながら必要なやらなければならないと思っていますが、そこまでうちの現実の都市計画、市街地区域の中でそういうことがあるのかどうかという判断をしながら、都市計画は都市計画法の中で整備しておりますのでご理解をいただきたい。先ほど言いましたように、都市計画市街地区域だけではなく都市計画全体の中で将来の特別養護老人ホームですとか、そういうことの建て替えの時期ですとか、そういうことになったときは一定の心配事のない様な事はその時点で考えなければならないということをお願いしているわけで、現実を見ながらうちの対応をさせて欲しいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長が今おっしゃったように、確かに現実としてどこかそういうことで大変な被害が出ているわけではないのですけれども、逆に言いますとそういうことも想定をして、今後色んな計画を立てていくということが必要になるのかと。今、そういうことで何かすぐ起こさなければならないという事態ではないのは重々承知していますが、対策というものはいくら立てても困らない。都市計画ばかりが対策ではないですけれども、常に状況が変化しているという中で物事の視点を変えて見ていく必要があるのかなと感じているところであります。それと特別養護老人ホームの話でも、町長も先ほどおっしゃってくれましたけれども、低い、高いばかりの問題では無い。築30年も経過している中で建て替え等の話が出てきたときには立地条件等も検討していかなくてはいけないだろうというようなお話がありました。その辺に関しては同感でありまして、今は洪水の観点から申し上げていたところでありますけれども、建物等に関しましては30年以上経過してまして、当時の入居者状況と現在の入居者状況はすごく実態が変わってきているというのは町長もご存知の通りでありまして、例えば自分の話で申し訳ないのですけれども、私が22年前に美深町に来たとき最初にその特別養護老人ホームの仕事をさせて頂いたのです。その時の仕事というのが手すりを使わないと浴槽に入れられない高齢者が増えてきたものですから、今付いている手すりでは実態が合わないということで、掴まって入れるように改良するという仕事をさせて頂いたのが美深町に来て最初の仕事でした。それからもう20年経ちまして、現在色んな形で特別養護老人ホームの方へ行きますと、今ほとんどの人が車椅子になり、車椅子で避難訓練等をした場合に防火扉を閉めてしまうと車椅子が通れないという現状がある。ずいぶん時代が変わってしまって、実態がこうなのですよという話も聞くわけですが、そういう現状もありながら、こういった場所の問題等もあって是非、特別養護老人ホームに関してはそういうことも頭に入れて早い形に何か将来像を示していく時期にそろそろ来ているのかなと思っておりますけれども、特別養護老人ホームに

関しては、聞いたからまた町長に一言貰わなければならないのかと思いますけれども、あまり今の段階でどうするかという部分はないと思いますけれども、この機会ですので特別養護老人ホームの将来像に関してもう一言、町長からいただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほどの答弁の追加はございません。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 最後に全体を通して、この近年の気候変化というのは美深だけではなく地球規模でも確認されていて、美深町でも実感出来るほど変わってきている状況で、異常気象、これが異常ではなくて普通になりつつあるのかなという印象さえあるわけでありまして。美深町というのは開拓以来、美深憲章にも載っておりますけれども厳しい自然を克服し、当時はこの寒さをどうするかということで町の発展をずっと続けてきた経緯があると思っております。これからもこの地球相手の自然環境の変化というものをどう克服していくかということは続いていくものだと考えておりますけれども、例えば先ほど言った洪水対策で天塩川のことも充分やっている。内水もポンプで充分想定をしてやっていくのだと。そういうことをやってきて、これからも当然なのでしょうけれども、これらに加えて町の中では、例えば水が溢れ内水が溜まっても、被害が大きくならないとか町の機能が失われないような、そういった具体的なまちづくりというものも進めなければならない状況になってきているのかなと感じております。自然と共に生きていけるまちづくりというものを、具体的に目指すということも考えていくべきではないかと私は思うわけですが、これらに関して最後、町長の考え方を聞かせていただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい話だと聞いていたのですが、具体的な話ではありませんので、具体的なものがそういう形が出た場合、それはそれで具体的に対応していかなければならないのかなと思っております。なんと答弁して良いか解らない。具体的な物には具体的に答弁をしたいと思います。

○6番（藤原芳幸君） 解りました。町長の答弁ということで理解をします。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤原君の一般質問を終了いたします。それでは一般質問を続けます。

次、7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 一般質問を始めるにあたりまして一言申し上げます。この夏から続きました相次ぐ台風やそれに伴うゲリラ豪雨によりまして、日本各地で大きな被害が相次ぎ、とりわけ北海道内にありまして道東の多くの市町村や上川管内南富良野町の災

害状況は甚大なものでありまして、1日も早い復興を望むものであります。被害にあわれました多くの方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、心を寄り添って復興の手だてを共に模索していきたいと思っている1人でございます。一般質問に入ります。今回は教育の項目について、教育長並びに教育委員長、そして町長にその考え方を伺うものであります。件名は、再び問う。仁宇布小中学校の校舎改修・改築はいつ、どのような形で実現するのかという項目で質問を行いたいと存じます。仁宇布小中学校校舎の改修・改築の早期実現は、教育課題の中でも最大のものであると考えています。子供たちの教育環境整備は、何をおいても1番の問題として解決に向かわなければなりません。明確な改築・改修の年を明示し、計画策定を進める今がタイムリミットであると考えますが教育行政のトップに立つ教育長と教育委員長、更には美深町長にそれぞれのその所見について伺うものであります。1つ目は、計画策定を含めまして現在までの進捗状況はどのようになっているのか。まずは教育長にお伺いしたいと思います。2点目は、この件に関して教育委員会ではどのような協議が行われているのか。今日までの委員会での協議内容、そして教育委員長の所見を伺うものであります。3点は、町長にお伺いしたいと存じますが、平成28年1月25日に行われました新たな教育行政の中での会議ですが、平成27年度の第2回美深町総合教育会議、この中で特に発言を求めまして教育の中でも様々な課題がありますが、とりわけ仁宇布山村留学、学校改築について将来的にどうするのかという事を昨年の暮に町と議会に対して仁宇布地域から校舎改築を求める要望がありました。この扱いについては慎重を期していかなければならないと考えており、秋頃まで様子を見ながらじっくり進めたいと思っています。改めて教育委員会に相談したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上、申し上げ第2回目の美深町総合教育会議を閉会します。という発言をされておられますが、これにつきまして特にその真意がどこにあるのかということ。その考え方を伺うものであります。それに伴いまして現在の進捗状況について伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） 教育委員会へのご質問を頂きましたので、まず私から答弁を申し上げたいと思っております。私事になりますが、教育委員会制度改正が実施されて、本町では今月をもちまして教育委員長職が廃止となります。したがって私の町議会への出席も9月の議会をもちまして終了ということになります。最後の議会にこのように答弁をする機会を与您いただきましてご厚情に感謝をしたいと思います。ただ、出来るだけ再質問は教育長へよろしく願いいたします。約9年間になりますが、委員長としてこの議会に出席をさせていただきまして、美深小学校、美深中学校、あるいは給食間

題と色んなことで議会のご承認をいただきながら第5次総合計画に基づき、順調に教育的なものが進んでおりますことをまずはお礼を申し上げたいと思うわけでございます。本論に入りたいと思いますが、教育委員会といたしまして先ほどから山村留学についても若干出ておりましたので触れておきますが、これにつきましては教育委員会としても大変重要な問題であると認識をしております。この問題につきましては、平成24年2月開催の臨時教育委員会議におきまして、山村留学の継続について確認しているということでございますのでよろしくお願い申し上げます。また、今ご質問頂きました仁宇布小中学校に関する協議につきましては、平成25年5月の臨時教育委員会議から同年8月の教育委員会議まで合計6回の会議を通じて協議を行い、学校の存続についても確認をしているところでございます。これらの教育委員会議の結果を踏まえまして、平成25年10月に教育委員会としての考え方をもちまして、町長と協議を行ってきているところでございます。山村留学を含め仁宇布小中学校のあり方につきましては教育的な視点、そして地域づくりの視点、そういったことを総合的に判断していかなければならないと教育委員会といたしましても理解をしているところでございまして、町部局と相談しながら今後も協議を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、岩崎議員から仁宇布小中学校の校舎改築等についてのご質疑を頂いたところでございます。仁宇布小中学校の校舎改築、改修に関わる計画の策定ということでございますけれども、仁宇布小中学校のあり方については従来からご答弁を申し上げていた通り、教育的な視点や地域づくりの視点ということで只今、委員長からお話がありましたけれども、教育委員会としては総合的に勘案をいたしまして仁宇布地域に学校は欠かせない存在であると現在、考えているところでございます。ただ、建物の状況等を考えるとそう時間があるということではありません。この点については議員が先程言われた通りであるかなと思います。ただ、大きな課題であり、様々な点について議論をしていくことが必要であると考えておきまして、これまでも町長とも相談をしながら今日に至ったという状況でございます。これまで頂いたご意見の中には子供たちの教育環境の整備等について改まって議論をする必要がないというような考え方もあった部分がございますけれども、教育委員会としては学校の現状や諸課題を丁寧に説明しながら議論を進めていく必要があるだろうと考えているところでございます。町の幅広い考え方や意見を聞く議論の場として、先程、齊藤議員の方にもお答えをいたしましたけれども、今回の補正予算の中で懇談会に関わる予算を計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今ほど教育委員長、そして教育長からもそれぞれ答弁を頂いたところであります。教育総合会議の発言の真意が問われているのでありますけれども、先ほどの斎藤さんの質問の繰り返しになるわけでありましてけれども、12月に提出された要望等々は非常に重く受け止めているとご理解をしていただきたいと。ただ、仁宇布小中学校のあり方については、地域の子供たちや山村留学生にとって正しく教育の場であるわけでありまして、地域の皆さんにとって学校は地域の拠り所でもあるのかなと思ったりもしております。仁宇布の学校を今後どうすべきかについては、まだまだ全町的な理解、合意、様々な課題があると思っております、これを整理していかなければならないと思っております。そういう中で、先ほど来、教育長さんが申し上げております、全町の幅広い考え方や意見を聞くという判断をするために懇談会を立ち上げるという話でありますから、今回予算も出してありますけれども、私としても従前から申し上げているように慎重にこれを聞きながら色んな判断をしていく、このように理解をして欲しいと思っております。これが真意です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 私はこの件に関して昨年の12月に同じ内容で質問をさせていただきました。同じ議論はしたくないと思っておりますのでその点を注意しながら質問を続けたいと思っておりますが、特に平成28年の教育行政執行方針にしっかりとこの問題が一步前進という形で載せられた事は、私は非常に評価をしたいと思っております。更にその結果として、1つの懇談会を作って全町的な意見の集約を図っていくのだということについても非常に私は評価をするところでありますが、しかし教育の現場というのは実際児童、生徒が美深小学校あるいは美深中学校と比較をしてはいけなんでしょうけれども、教育環境というのが非常に悪化した状態の中で、毎日学校に通ってそこで授業を続けなければいけないという現状にあるということも確かな事実であると思っております。その点を踏まえて1つは新聞紙上でも出てきましたが国が進める耐震化事業、そしてそれを受けて北海道教育委員会が平成28年4月1日の現在の状況について公表しております。公立学校施設の耐震改修状況調査結果についてという形でこれもホームページで見ることができますが、耐震化率は全国で98.1%。ご存じだと思いますが北海道はそれに対して93%という低い現状にあります。上川管内19町村のうち16町村がすでに耐震化は100%実施している現状にあります。耐震化が遅れているところは美瑛町が88.2%、上富良野町が80%で美深町が77.8%という形で実際の数字が公表されています。文部科学省は公立高校の施設整備については、特に阪神大震災そして3?11の東日本大震災も受けて1日

も早い耐震化を進めた学校を設置すべきだという事は毎年この調査の状況調査をする中で言っているところです。その中でも公立高校施設の耐震化の推進については、学校施設は児童、生徒などの学習生活の場であるとともに非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要であると。耐震化の推進が喫緊の課題になっていて、児童、生徒となれば1日の大半を過ごす活動の場であるということでも一日も早い耐震化を各自治体に求めているところでもあります。更には公立高校施設の耐震化については、平成27年度末までの出来るだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出していました。なかなか進まない耐震化の状況にあって、耐震化への国の補助率等の逐次改正をしてきているような状況にあると思います。特にこれは近い上川管内にあって近隣の市町村との比較をすることではないのですが、これが遅れているということについて教育長の見解をまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 耐震化の問題ですが、今議員がおっしゃられた通り公表されているという状況でございます。うちの町のホームページ等でもそれらについてはお知らせをしてきていると。うちの町の耐震化が完備していないその理由については既に皆さんご承知の通り、仁宇布小中学校の校舎が耐震強度を持っていないということで従前の議会を含めて報告を申し上げてきたところでございます。仁宇布の小中学校の校舎は1つですけれども、学校が小学校、中学校、別々の設置になってございますので、建物が小学校の部分と中学校の部分に分けられて2棟あるという計算になっています。そういった部分から耐震率がなお下がっているというのはあると思いますが、ただそういう議論ではなくてなぜここまで耐震化されないのかというお話だろと思います。まず技術的な関係でお話をするとこれもすでに何回もお話をさせていただいていますが、コンクリートブロック造の建物ですから、その建物を補強するということが技術的には出来ないというのが現状でございます。そうすると耐震化を図るためには建物そのものの建て直しをしなければならないというのが現実でございます。そういった状況の中で地域やこの町の状況等々を踏まえ、学校のあり方がやはり大きな課題として現在あると。そのことを整理していかない限りは耐震化が進められないという状況にあるという認識を持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） その辺の事情も私は理解しているところですが、ただここに至って北海道教育庁としてもまだ達成されない耐震化のところについては、直接訪問による耐震化の促進ですとか、あるいは耐震化実施計画の進捗状況の把握と耐震化事業の前倒しを協議するとか、あと2、3点あるのですが、それらのことを教育長としてもこれまでもし

てきたらろうし、これからも進めていこうと思っています。それらの道、あるいは国との協議の中身というのはどんな具体的な中身があったのかそれについてお聞きをしたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 北海道教育庁の方から担当の課長さんが美深町に見えられております。今年度、美深町に来られた際、私は日程が重なっていて直接、町長の方にご来町いただいております。それから昨年も続けて来られているということで状況等については先程、お話しした状況を北海道教育庁の方にご報告を申し上げております。状況的な部分について北海道教育庁は充分理解をするということで今後の協議に期待をしたいというお話をいただいているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 道のホームページから拾ってきたのですが、耐震化が遅れている主な理由ということで若干ニュアンスが違うのかもしれませんが3点ほど挙げています。児童、生徒数の減少に伴う学校の統廃合に関する住民合意に時間を要するという1点と、市町村財政が厳しい状況にあるということが2点目、3点目には建物の老朽化から耐震補強工事よりも全面改築を検討している等により耐震化が進んでいない状況となっていると道の報告が出ているのですが、この最初の児童、生徒数の減少に伴う学校の統廃合に関する住民合意という、この辺の道の受け取り方とこちら側の説明の仕方の違いがあるような気がしてならないのですがこの辺についてはどのように考えたらよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 道の方でどういう項目にまとめるかというのは、道のほうの判断でしょうから。存続の問題、それから建物の状況によって先ほど来、申し上げている通り、町民の理解という部分があります。大きな議論をすれば、学校が存続するのかわからないのかという問題にもつながります。そういった視点での捉え方も道としてされているのかわかりません。一つ、一つ、理由を細かく書くと出てくるのでしょうけれども、その辺は北海道教育委員長のどういう項目にまとめるかという分野ですから。実態については教育委員会、それから町長、それぞれの立場でお話を申し上げているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次にお聞きしたいことは先ほども冒頭に言いました児童、生徒がこれらの協議会も含めて、結論に至るまで幾年かの年月がかかってくると思うのですね。先程の齊藤議員の質問への答弁では、今年、来年の中で協議をしていって次に進めたいと

いうお話ですけれども、その間やはり児童、生徒というのは今の環境の中で我慢しなければいけないですね。特に冬場の問題、昔のこんな大きなポット式のストーブを背にして、寒い教室の中で授業を受けなければならないような環境にあるという実態、私が言うまでもなくご存知だと思えるのです。そういう実態を例えばここを建設しないで山村教育をしないような形に進んだとしても現実はあるわけですね、今、学校に通っている子供たちが。その現実についてどのように考えているか、どう思っているのか、その点について教育長、教育委員長、特に、教育委員長には、再質問は教育長にというお話でしたが、長年、学校現場におられたその経験の中からやはりタイムラグと言いますか、どうしても何かを計画して進めなければいけない時に、どうしても時間差というか何年か要さなければいけない。その辺のところ、現場にいた教育委員長はどう対応しどう考えていたのか、その所見をお聞きしたいのと町長にも教育行政は教育次長から始まってずっと続けてきておられた経過がある。その観点から現状美深町内の町民の子供たちの中にとっても快適な環境の中にいる子供たちとそういう劣悪な環境にいる子供たちがここ数年ずっと続くのだということについて、どう考えるのかということをも、その3名にお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） もう質問は無いものと思って肩の力を抜いていたものから、突然飛んできた矢に怯えているわけでございます。確かに議員がおっしゃるように授業を受けるという環境、そこに差がある事は間違いないだろうと思います。そこに何年間か耐えていただかなければならないということも、それはやはり現実だろうと思います。しかし、これは現場の校長としての考えで申し上げますと、そのことによって一体子供はどう変化するのかと。例を申し上げましたら、ここにいらっしゃる議員さん方の中で50代以上の方々は、美深小学校、美深中学校などの木造建築のどちらかという劣悪な中で、トイレの臭いがプンプンくる中で、50人いるひとクラスの中で、もしかしたら横を向いたらチョークが飛んできたかもしれない中で授業を受けてきたと思います。しかし、その結果はこんな立派になったじゃないですか。決して駄目にはなっていないと私は思っております。したがって、環境というものは確かに良い形にしていくのは大事だと思います。それは現場の校長として考えれば、それは是非お願いをしたいと。しかしそのことをもって教育、あるいは子供たちがおかしくなるという事には賛成出来ない。そのように申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今の教育環境、例えば寒さの部分をとらえて、1つの例としてお話がありました。現状として、全てが隅々まで暖かい状況と、隅へ行くとし寒いかな

という状況とこれは確かにあるのかもしれませんが。ただ、現状の中で出来る範囲の手だてを教育委員会としてさせていただいているということについてもご理解をいただきたいと思います。そういった部分を含めて建物の大規模改修が出来れば本当は良いのでしょうか、先ほど申し上げた通りそれは出来ないということですので、委員長からありましたけれども、授業に最大限支障が出ないように努力をしていきたいと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど来、劣悪な環境という言葉が乱れ飛んでいるようで、自分も小さな学校で学んで今があるものですから、劣悪な環境というのは現象面だけではあるのかなと思ったりもするのですけれども、劣悪というか悪いのは悪いで事実ですけれども、劣悪と言われたらひっかかるわけですよ。総合的に見て環境だけではなく、環境といっても色んな環境がありますから。ぼくは校長先生が居て、あと2人か3人の先生が居て、教科担任もあまりいなかったような状況で教育を受けてきているものですから、総合的に見て劣悪という言葉は僕は避けたいなと、使いたくないなと。教育次長なり教育長をやった時代もありますけれども、そういう表現はしなかったなと。したかもしれませんが、今考えて反省をして、そういう言葉はなるべく使わない方が良いのではないかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それぞれの現状についての認識を伺ったところですが、私は先ほど教育委員長が言われたように本当に石炭ストーブの周りに行かなければ暖を取れないようなそんな学校で育ちました。教育委員長の言われる見解は私も同じ考えです。ただ、教育環境の差異が生まれているということについて、一方ではしっかりとした耐震化が進んだ新しい校舎の中で同じ美深町民であり児童、生徒が教育を受ける環境であるということと、それから片や、未だにいつ壊れても良いような、表現が懐疑だと言われましたけれども、耐震化の問題では本当に耐震化率にも計測出来ない校舎の状態なのですから、そこでやはりすきま風の入る中で授業を受けなければいけないという環境の差異というのはあるというのだと。それを1日も早く解決するのがある意味教育委員会としての教育行政のあり方ではないかと思っているところです。その点についてこれ以上は聞きませんが、1つこれらの整備計画について今日までの教育環境の施設整備計画、これについて、小学校の建築、中学校の建築、給食センターの建築等の中で、実際に町長名で文部科学大臣に事後評価の結果報告を出されています。平成22年の5月12日に出された結果報告の中では、事後評価の総合所見および今後の施設整備への繁栄等という項目がありまして、この中で美深小学校は整備計画通りに危険不適格改築事業および大規模改造事業を

実施したことで、耐震化による安全性の向上、エレベーター、スロープ設置によるバリアフリー化および多目的スペース等により、児童の学習環境の整備が図られたと書いてあります。また、その他の小学校、中学校の校舎についても、耐震性がなく老朽化が進んでいることから、計画的に学校施設の整備に取り組む必要があるものとする、というように記載があります。主に重要なのは計画的な学校施設の整備ということが一つ挙げられます。そして更にこれは中学校の改修が終わった後の報告だと思いますが、平成27年5月7日には同じ文部科学大臣に提出した書類の中に、今後の施設整備計画については学校施設の耐震化を図るとともに、良好な教育環境となるよう引き続き事業を推進して行く。とここでは報告をしています。ですから、私は町長に伺いたいところですが、これらの計画的な推進の仕方、引き続き事業を推進して行くという方向性、これは施設整備計画に挙げて実施する、そのような意思があるとの2つの文章から意思があるというように判断するところでございますけれども、見解を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、町長への質問かと思うわけですが、今お話のあった文部科学省への報告は教育委員会の方で扱っている部分ですので、私の方から答弁をさせていただきます。小学校、中学校、これは確か私が教育長になる前に山口町長が教育長時代に懇談会等を立ち上げて、そして、小学校、中学校の方針を出し、進めてきたと。ただ、その中で仁宇布についての具体的な方針は話はされておられませんけれども、そうやって進められてきたと。美深小学校の改修が終わった時点で先ほどのお話の報告を出しております。ただ、その後、本来では美深中学校も引き続きという当初の計画でしたが、そこで若干、年数がずれております。それから美深中学校の改修を進めてきたということで、今年の27年、報告の中でこうだという説明がございます。仁宇布については先ほども申し上げた通り、具体的な方針なり年限を示していないということで、教育委員会としては先ほど来、申し上げている通り、これまでの議論の中で基本的に学校を継続して行くべきであるという考え方の中から、今年の27年の報告書には実施を前提として物事を記載しているということでございます。これについては、先ほど来のお話で申し上げている通り、教育委員会の立場として可能であれば継続をし、実施していきたいという認識を持っていますのでそういった報告をさせていただいたという状況についてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 旧来、教育委員会は一定の考え方を持っているということはお聞きしてはいたのですが、それが具体的にこういう形で実は考えているのだということは、あ

る程度、外角が見えてきました。それは非常に評価したいと思います。ただ、先ほど来、現状が1日も早い方向性を示すことが大事だと思っている1人でありまして、先ほど齊藤議員の質問の中でも答弁等で触れておられましたけれども、合意形成に向けた手法の中で、懇談会方式でこれらについて進めていきたいという意向でございます。その内容について、どのような形の懇談会にするのか。それから構成メンバーはどのような形にするのか。そして、先ほど来、今年度と来年度の2年かけてというお話でしたが、それほどの期間をかける必要はあるのか。その辺のところ、判断の教育委員会としては一定の方向性を既に決めていると。それを懇談会にかけて、ということであれば時間の短縮は可能ではないかと思うのですが、その辺のことについて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 予算に上げている事項ですので、ここで細かくお話するのはどうかと思うのですが、基本的には9名乃至10名ぐらいの人数で懇談会を持ちたいと思っています。メンバーについても幅広くそれぞれの立場からご意見を頂ければと考えておりますので、各分野からお話を頂ければと思っています。そして、教育委員会が一定の考え方を持っているのだから時間はかからないのではないかというお話でございますが、これは教育を携わる中で現状を踏まえ、教育委員会としてみた地域づくりなり教育目標と言いますか、実施されている教育の中から得られる教育成果、そういったものを見たときに、可能な限りは継続していくことが良いのではないかという考え方を持っているところです。ただ、これは教育委員会としての一面の見方です。だからといって教育委員会の考え方を前面に押し出して合意が得られるかということ、またそれも違ってくるだろうと思います。ですから、やはりこういう懇談会を立ち上げて色んなご意見をいただき、それを住民の皆様に戻していくという作業をするにはやはり一定の時間がかかってくるということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これは私の見解ですけれども、1つは今、答弁をいただいた中身について、義務教育の段階ですから1つは学区制の問題がありますよね。学区制の問題から考えると、今の仁宇布小中学校の学区は美深町字仁宇布に住んでおられる方が対象だということに理解をしているのですね。自分たちが住んでいる所の学校をどうするのかということの議論が地元の仁宇布の中で議論をされて、校舎については是非、改修、改築をお願いしたいという要望まで出てきたという自治会の姿というのは、やはり町長も尊重するという、重く受け止めているというように言われましたけれども、全町的な合意というのは山村留学制度云々の継続をどうするかということについては、特に全町的な議論は財政

的な関係から必要かもしれませんが、学校の存続そのものをそこで議論する必要があるのかなと思うところなのですね。やはりそれは小学校でも中学校でも国が耐震化をなささいということで耐震化の診断をさせて、美深町は耐震化の診断が全部終わりました。その結果として、耐震化率が達していないものについてはしっかり子供たちの安全を守るために向上して、それなりに耐震化率を上げる努力をしてくださいという方針を示しました。それについて特に何も問題なく、町長はしっかりすべきだということで出しました。学校給食の問題もこれは施策として、私の公約として、これは実施したいのだという、やはり一言出したことでその議論も反対の議論も少し下火になって今日の学校給食の姿があると思っております。そういう意味では、そこに全町的な合意形成の手法というのが、果たして馴染むのかどうかということが1つの疑問です。その見解をお聞きしたいのと、それから政策として町長がひとつ決断して、とにかくあそこの環境をしっかりと学校を建て、将来仁宇布地区がしっかり発展する様な基礎になってほしいと。今までの地域の人たちが一生懸命取り組んできたことも含めて、これからの仁宇布地区に期待をするという形であそこにしっかり学校校舎を新築するのだと、そういう方針を立てれば町民はだれも反対する人がいないと私は思うところなのですが、その辺の見解をそれぞれ町長と教育長に伺ってこれを最後にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 学校の問題ですから、それぞれの校区の中で必要とすれば義務教育ですから一定程度の考え方を持って進めていくと、これもひとつの言われる通りの考え方もあろうかと思えます。国等が言う分については、教育の中での経営の合理化というのが、正直いって言われる部分であります。それから、地域の中でも、これまでそれぞれの地域にあった学校が、統合して来たという背景もあります。そういったことを総合的に見たときに、地域にある学校は、地域が望んでいるからすぐ建て替えだということが可能かどうか。これは、私も、ある意味では、既存の学校を、学校があってそれを経営していく段階において必要となれば、どこまでの議論が必要かということとその範囲についても、やり方についても、どこまで必要なのだろうと。これは一定程度、義務教育でやらなければならないことだからという考え方もあります。ただ、仁宇布小中学校が置かれている現状というのは、やはりストレートに校舎を建て替えてやっていくといったときに、相当規模のお金がかかってきます。これは、等しく町民の皆様にご負担をいただくという大きな課題になってくるかと思えます。中には、スクールバスで通った方が安いのではないかとか、そういう議論も当然あると思えます。ですから、やはりそういったところを充分、お話を伺いながら、見極めながら、最終的に仁宇布の小中学校として、どうしていくのが

一番良いのかというところまで、最終判断がされるのだらうと思いますので、そのためには、やはりしっかりと。100%町民の合意が得られないと出来ないかという問題ではないと思います。ですから、一定程度、説明がされて、その中でどういう判断になるか解りませんけれども、下される判断というのは、しっかり尊重していかなければならないと思うのですね。あくまでも教育委員会は、教育委員会としてご意見を頂く段階ですから、その後、大きな判断をしていただく時期がくるだらうと思いますので、十分に、しっかりと進めて行かなければならないと考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 僕も、学校問題を深く考えるというか、色々考えてはいるのですが、それぞれの町や村で町づくりをするときに、スタートとして、開拓の時代から、学校というものは、本当に地域の人たちが、なんとか学校を作っていこうと、こういう熱意があったのですね。そして、その中でひとつのまとまりを持って、地域で応援をしながら作り上げてきている。そういう時代があって、残念ながら、今、過疎と言いますか、そういう人口減少の中で、学校の存続が成り立たなくなってきた、現実には。そういうことで、我が町においても、僕の時代というか、僕の知る範囲においても、西里、紋穂内の学校、更には恩根内の学校等々が廃校やむなくなったと、こういう時代経過があります。更には、先ほど来、触れておられますけれども、全道的に山村留学ですとか、親子留学ですとか、それぞれの地域に合ったそういう学校も、全道的、全国的に減少していくというのは、どういう事なのだらう。深く掘り下げて、私なりに考えている。そこで、私なりに仁宇布の小中学校が、果たして耐えていけるのかどうか。諸々のそれは今の減少だけではなくて、100年も先の話でもなくて、ここ10年、15年、20年の話としてでも、そういうことも色々考えます。そして、教育のあり方についても色々考えます。というのは、多くは、昨今の状況を見ていると、仁宇布に来ておられる子どもたちの現状を見ると、それぞれ課題を持った子供たちが全員ではありませんけれども、そういう子供たちが多いのかなと。それも近隣だけではなくて、全国と言っても良いのかな、そういう状況で集まってきているなど見えています。そして、そこに子供を抱えている親御さんの関係も、自分も山村留学の会長を務めた時が一時あるものですから、その辺の苦労話も解ります。そのように見たときに、仁宇布の学校を地域から要望という形で私どもの方に、更には議会にも出ておりますけれども、これはやはり大事にしながら、しかし、今、諸々申し上げていることを慎重に判断をしながら、いかなければならないと思っております。そう考えたときに、そう簡単に急ぐ、急ぐ、いつだと言われますけれども、私は諸々のこと考えながら慎重に進めていると。もちろん、教育委員会の諸々の相談事、検討事項、大切にはしていますけれど

も、そういう観点で、じっくりとは言いませんけれども慎重にかかっていると。議会の空気と言いますか、ご意見等々も伺っている中で、色々慎重に下さいと言う、言葉は違いかもしれませんが、そういう雰囲気なり、また、早く下さいという雰囲気なり、色々な立場があるのだろうと認識をしておりますし、また、地域におかれても、大事な地域の人方も、今、頑張っているけれども、いつまで頑張れるかなと。そろそろ下がらなければならぬとか、色々な空気も伝わってくる部分もあります。それだけに、なおかつ、色々な面で慎重にしていかなければならない。こういうような立場で、本当にゆるくない話であります。先ほど齊藤議員の質問に答えたのですけれども、投票までやるのかと、そんな話も出されましたけれども、そういう事はしたくないわけでありまして、小中学校を作った、給食もやったという時代もありまして、それらに一定の政策的な判断というか、私の判断でリードした部分もありますけれども、時期が来たら、そういうこともやらなければならぬと思っておりますけれども、今の段階で、それは、もっと、もっとみんなで議論をして、掘り下げる必要があるのかなと。そういう意味では、今日の両議員さんからこういう問題を定義されて、町の皆さん方にも伝わっていくのかな、保護者にも伝わっていくのかなと、地域の人たちにも伝わっていくのかなと思っております、私は良い機会に恵まれたなと思って、これからの議論に期待をしているところです。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 町長の方からも、こういう機会をとらえて議論をして来たことに一定の評価をいただきました。私も、教育の問題、本当にまだ素人で解らないことがたくさんありますけれども、しかし、議会にあっても、産業教育常任委員会の中でも、所管調査でこの問題も取り上げて、しっかりと調査のまとめもしています。議会も大方、前回の議会の席で所管調査を発表して、概ね、同意のような形勢でいると私は認識しています。それらについても、更に、議会の中でもしっかりと議論を深めながら、今後より良い方向に進めていきたいと思っている1人ですが、よろしくお願ひしたいと思います。以上で質問は終わりたいと思います。有り難うございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で岩崎君の一般質問を終わります。これから暫時休憩に入ります。再開は13時50分といたします。

---

午後 12時39分 休憩

午後 1時50分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第37号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 日程第6 議案第37号 美深町チョウザメ産業振興基金条例の制定についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第37号 美深町チョウザメ産業振興基金条例の制定について、説明を申し上げます。美深町では、これまでチョウザメによるまちづくりを推進してきたところですが、平成26年に北海道大学大学院水産科学研究院との包括連携協定を結び、飼育技術や生育環境の向上に向けて専門的な助言を受ける体制を整え、今年度からは、事業の本格化に向けて地方創生の交付金を活用し、飼育研究施設整備に着手したところです。この条例は、チョウザメを活用した新たな産業を確立するための研究、検討事業の推進や、安定的に施設を運営し、地域経済の活性化と地域振興を図ることを目的として基金を設置するものであります。基金創設の趣旨について、ご理解を賜り、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 第1条、美深町のチョウザメ産業を確立し、地域経済活動の活性化と地域の振興に資するため、チョウザメ産業振興基金（以下「基金」という。）を設置するというものでございます。第2条は、基金積立てに関する条項でございます。一般会計に定めて、積立てるという条項でございます。第3条が管理、第4条が運用益金の処理に関する条項でございます。一般的な基金の条項となっております。第5条が繰替え運用、財政上必要がある場合については、歳計現金に繰替えて運用することができる旨をここに規定するものでございます。第6条が処分に関する規定でございます。第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができるという条項でございます。第7条が委任に関する規定でございます。附則としまして、この条例の施行日でございますけれども、公布の日から施行するという定めとするものでございます。以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、質疑を受けます。ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 趣旨は理解をした上で、基金等は有為な方向で、具体的にはこの基金をどのように活用していく予定と言いますか、どのような形で活用を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） この基金の運用の具体的なものというご質問でございますけれども、基本的には、来年度に向けて今、施設の整備を計画してございますけれども、来年度、整備をした施設等の運営費、それから人件費、研究・検討費という形になるかと、主にはその項目になろうかと思えます。施設を設置して当面の間、軌道に乗るまでの間については、行政が運営をしていくという中で、それらに必要な経費ということで、基金の積立てでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第37号 美深町チョウザメ産業振興基金条例の制定について採決を行います。原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第37号 美深町チョウザメ産業振興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第38号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 日程第7 議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。本件は、本年7月、町内の中根康雄氏より、仁宇布地区の山林2筆を合計面積で8万5,410平方メートルについて、寄附採納願いがございました。今般、受納および所有権移転の登記が完了したため、本条例の別表中、寄附山林のあった仁宇布地区の面積を改正するものでございます。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の2頁をお開きください。ご説明申し上げます。

議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正について。美深町町有林野管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、資料をお付けしてありますので、資料でご説明申し上げたいと思います。別表の改正となっております、町有林野の面積に関して、その面積を改正する内容となっております。只今、町長から説明がありました通り、町内の方からご寄附をいただきまして、7月25日に、寄附の採納願が出されております。それに基づき

まして、7月27日に登記が完了したということで、この土地、山林財産を町有林として管理をしていくということによりまして、今回の条例改正となるものでございます。改正の箇所でありますけれども、団地の表が別表で載せてございますけれども、この、仁宇布地区に関わる面積の改正でございます。寄附をいただきました8万5,410平方メートル、これを仁宇布団地、仁宇布地区に足しまして、改正後の面積が123万7,721平方メートルとなるものでございます。これによりまして、現在、改正前の町有林の全面積が1,099.8ヘクタールでございます。これに約8.5ヘクタールを加えまして町有林の全体面積が1,108.4ヘクタールとなるものでございます。なお、この寄附を受けました評価につきまして、土地、立木、合わせて、概ね167万円余りとなるものと算定するものでございます。以上で説明いたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第38号の説明を終わります。

---

◎日程第8 議案第39号乃至議案第42号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）乃至、議案第42号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第39号から議案第42号まで提出しております一般会計、及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして、一括して説明を申し上げます。はじめに議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回の補正につきましては、議案第37号で条例制定を提案した、美深町チョウザメ産業振興基金の積立てのほか、チョウザメ養殖事業への支援金の交付、ふるさと納税インターネットサイト利用開始に伴う手数料等の追加、冬期間の低所得者の生活の安定を図るための、ぬくもり助成事業の実施、カナダエアリアルチーム招致のためのPR活動費や旅費、合宿支援経費の追加など、新たな事業への予算措置のほか、8月豪雨災害の復旧に係る工事や保全業務の委託であります。さらに、美深アイランド4施設や町民体育館の修繕など、緊急性のあるもの、さらには事業量の追加などについて予算措置をするものであります。平成27年度の決算剰余金の処分については、1億1,700万円を公共施設整備基金に積立てのほか、チョウザメ産業振興基金として1億円を新たに積立てるよう、この補正予算に計上しておりますが、このチョウザメ産業振興基金の財源のうち、2,000万円は、先般、いただいた寄附金を活用させていただくこととしたものであります。次に、歳入でありますけれども、只今、申し上げた歳出予算に係る特定財源や寄付金等に

ついて追加し、不足する財源については、前年度繰越金を充てております。なお、歳入・歳出予算の補正と合わせて、地方債を1件、臨時財源対策債でありますけれども、減額いたしますので、ご理解を賜りますようお願い致します。以上によりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ2億6,543万3,000円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ50億7,871万4,000円となるものであります。次に、議案第40号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、平成30年度からの国民健康保険制度都道府県化の準備といたしまして、国民健康保険システムの改修経費を追加するほか、退職被保険者療養給付費交付金の前年清算分に伴う返還金などを予算措置するものであります。以上によりまして、国民健康保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ170万8,000円を追加して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ6億8,890万8,000円となるものであります。次に、議案第41号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、平成27年度の実績により、国・道の負担金等の額が確定し、超過交付されている1,093万2,000円を返戻するものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ1,093万2,000円を増額して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ5億8,403万2,000円となるものでございます。次に、議案第42号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、菊丘浄水場内の除湿機と辺溪水源バイパス用仕切弁の修繕に伴うものでございます。これによりまして、収益的資質で93万8,000円を追加し、7,684万8,000円とするものでございます。以上、一般会計及び2特別会計、並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして提案説明といたします。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第39号をお開きいただきたいと思います。

議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度美深町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 次、川端住民生活課長。

○住民生活課長（川端秀司君） それでは別冊配布の予算書になります。

議案第40号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによ

る。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 次、望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 議案第41号の説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。

議案第41号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 次、杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 別冊の議案第42号をご覧ください。

議案第42号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）

平成28年度美深町中央簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第39号から第42号の説明を終わります。

---

◎日程第9 認定第1号乃至認定第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 認定第1号 平成27年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 平成27年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして、認定第1号から第7号まで、全7会計の決算状況を説明申し上げます。まず一般会計ですが、平成27年度は、国の地方創生により策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の実施や、学校給食の本格稼働など、新たな事業を実施しましたが、前年度に実施した美深中学校改修・改築事業など、大型の施設整備が完了したことなどにより、前年度を下回る決算規模となっています。歳入では、町税は前年並みでしたが、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額が増加、9,460万円ほどであります。増加しております。地方債については道路施設整備等の財源として活用いたしましたが、前年度は大型の施設整備事業に伴う借入れが多額だったことなどから、27年度総体では減少となり、町債残高も減少となっております。減少額は9,759万円ほどでありますけれども、減少となっております。また、基金については、公共施設の維持管理に備えた積立に加え、

新たに美深高校卒業生奨学基金、5,000万円でありますけれども、このほかにも学校図書等整備基金2,000万円を積立てたことにより、年度末残高が増加している状況にあります。こうした財政運営によりまして、実質収支は3億9,000万円の黒字となりました。例年ですと、この決算剰余金の半分を財政調整基金に積立てるわけですが、将来的な備えとして、公共施設整備基金への積立て、及びチョウザメ事業の振興を図るため、新たに基金を設立して積立てるよう、今議会に条例及び補正予算を提案申し上げているところでございます。財政指数については経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率、いずれの数値も前年度から減少しておりますが、今後も引き続き、健全財政の運営に努めて参りたいと考えております。次に、認定第2号 平成27年度国民健康保険特別会計決算につきましては、加入被保険者数が引き続き減少傾向にありまして、前年度比較3.5%の減少、国保税についても6.4%の減少となりました。保険給付費につきましては、入院以外にかかる医療費の減少によりまして、3.0%減少しています。平成27年度は保険財政協同安定化事業の制度改正があり、これまでの倍以上となる拠出金の資金繰りを容易にする観点から、拠出金と交付金とを相殺する会計処理を行ったため、国保会計の決算規模が圧縮され、前年度と比較して大きく減少することとなっております。これによりまして、歳入総額5億5,232万1,068円、歳出総額5億931万6,247円、差引き300万4,821円の黒字となっております。このうち160万円を基金に編入し、残りの140万4,821円を翌年度繰越しとしたところであります。国保財政調整基金の年度末現在高は1,402万6,837円増加して、1億2,138万725円となっております。次に、認定第3号 平成27年度後期高齢者医療保険特別会計決算につきましては、加入被保険者数が前年度比較0.7%の減少、後期高齢者医療保険料についても3.9%の減少となりました。決算額は歳入・歳出ともに7,391万5,335円となります。次に、認定第4号 平成27年度介護保険特別会計決算について申し上げます。平成27年度の要介護・要支援認定者数は、前年度と比較して3%増加し、保険給付費については前年度と比較して、0.7%の増加となったところであります。平成27年度の決算額は、歳入総額5億1,495万4,859円、歳出総額5億663万5,767円、差引き831万9,092円、これを翌年度繰越しとしたところであります。介護給付費準備基金の年度末現在高は5,944万7,000円余りとなっております。次に、認定第5号 平成27年度北部簡易水道事業特別会計決算につきましては、水道使用量が前年度と比較して0.1%減少いたしました。決算額は歳入・歳出ともに3,238万8,064円となっておりますが、水道使用量など事業収入を充てても、不足する財源につきましては、一般会計繰入金で措置しているため、歳入・歳出同額の決算となるもの

でございます。次に、認定第6号 平成27年度下水道事業特別会計決算につきましては、引き続き、公共下水道事業と個別排水処理事業を実施して参りました。今年度は下水道施設の長寿命化を目的とした更新工事の実施設計、管渠長寿命化計画策定業務を実施するとともに、経年劣化に伴う設備の修繕等を行ってきたところであります。決算額は歳入・歳出ともに、2億4,698万6,742円となりますが、これは歳入の不足額を一般会計から繰入れているため歳入・歳出同額の決算となるものでございます。最後に、認定第7号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計決算の概要について説明申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては、安全な水を安定的に供給するために、水量の確保と水源保全に留意しながら事業の経営効率化に努めて参りました。建設改良工事につきましては、菊丘浄水場の耐震化工事に着手、計量法に基づく量水器取替工事、消火栓更新工事を実施しております。財政面では収益的収支で2,097万4,867円の純利益が生じ、年度末利益剰余金は3億787万7,772円となった次第でございます。また、資本的収支につきましては、3,518万4,396円の不足が生じましたが、内部保留資金等をもって補てんしております。この結果、翌年度繰越現金は、3億861万3,974円となったところでございます。以上、平成27年度美深町一般会計、特別会計、及び中央簡易水道事業会計の決算概要についての説明といたします。よろしくご審議をいただき、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 認定第1号から認定第7号までの説明が終わりましたが、ここで質疑を承ります。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 1つ、監査委員さんにお尋ねしたいと思いますが、私の見解と違うところがありますので、ご説明をお願いしたいと思います。ご承知の通り、決算の認定には、監査委員さんの審査意見書が添付されております。この審査意見書は、これから我々議員、決算特別委員会に付託されて審議する上では、大変重要な判断基準にもなるかと思っておりますので、その点についてはよろしくをお願いしたいと思います。まず、今回の平成27年度美深町各会計の決算審査意見書、6頁以降になりますが、7頁には、審査の意見書として、ここに一般会計他特別会計の対象でありますところの決算会計が記載されております。次、8頁の審査のまとめであります。決算審査に付された平成27年度一般会計及び各特別会計の歳入・歳出決算書及び歳入・歳出事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、いずれも関係法令に即して作成されており、関係書帳簿及び証拠書類と照合の結果、その決算上の数値は正しく計上されており、適正なもの判断した、ということであります。ところが、ずっとめくっていただきまして、認定第2号の国民健

康保険の15頁、中段にあります決算の状況があります。決算の状況中、5行目から、平成27年度において高額医療費共同事業を含めた共同事業拠出金と同交付金を相殺処理したことにより、決算規模が大きく減少しているが、これは総計予算主義の原則に反する処理であり、適正な会計処理を徹底されたい、という表現がされております。しかし、先程言いました通り、決算上の数値は正しく計上されている、ということでもあります。このことにつきましては、我々も9月2日の日に、理事者側から、大変単純な間違いであって、お恥ずかしい話であると、これは公共団体の会計制度では、歳入と歳出を相殺する会計処理が認められていないので、法に反する会計処理でありました、ということで、もうひとつには、正しくは、本当はこういうようになるのが正しい結果でしたと。見れば大体1億5,000万円くらいの数値が違うのですかね、歳入・歳出で。というのに、正しく計上されているというのは、私の判断としては、おかしいのではないかと思います。監査委員さんとしては、どのような判断でこういう処理をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 水本代表監査委員。

○代表監査委員（水本 守君） 只今、中野議員さんの方からご質問がありました質問にお答えしたいと思います。冒頭、審査のまとめにおきまして、計算上、数値は正しく計上されていますということで、ご報告をまとめております。そして、先程のご指摘の15頁の総額処理をしなければならないという総計予算主義の原則に反しているということで、指摘を受けたわけですが、条例ですとか、法令に乗っ取って計算をされているということで、相殺をしたということは、法令には違反していないという報告を受けております。もって、訂正の書類を頂きました。そして、総額の計算と、相殺の計算の数字の相違がございましたので、これを認めたわけでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 今の監査委員さんのお話によると、法令には違反をしていないという説明を受けたということですが、その点については理事者側、どうですか。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 監査の席上、法令には違反していないのだと言えば、ご見解だということではありますが、説明の中では、あくまでも地方公共団、地方自治体の会計処理については、地方自治法で原則が唱われているわけでありまして、その中で、すべての歳入・歳出は、会計の中に入れてやなければならないと、相殺は認められないのだということが、明文で唱われております。したがって、これは非常に取り扱いとしては正しくは無いのだという説明をさせていただいておりますが、ただ、結果として、歳入・歳出、

非常に決算額が小さなものになっておりますけれども、中身と言いますか、トータルすると国保の運営上の中身では、誤った処理はしていないと。ただ、お金の流れ、会計上の流れの中で、そういった総計予算主義に違反する取り扱いがあったということで、これは監査の中でもご説明させていただいて、謝ったところでありまして、9月2日の全員協議会の中でも、そういったご説明をさせていただいているところがございます。いずれにしましても、数値的云々と言う、どの数字をとらえてのことなのかということでもありますけれども、要するに中身として、相殺があった部分となかった部分、その数字の大小としての誤りはあるのですけれども、国保会計の処理上、実務の段階で相殺をしてやったと。結果として、国保会計に与えるそういった誤った処理はなかったのだという監査委員さんの理解ではないかと考えているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） ちょっと勘違いしたら困りますけれども、今の副町長の答弁は、どうも詭弁なような気がします。監査委員さんは、町からの説明で、違法ではなかったという説明を受けたと先程言いました。数字的には、確かに、決算上は、相殺して、残りの金額を上げたわけですから、全体の中では間違いではない、金額的には。ただ、数字上は間違いではないかと僕は思うのです。法にしたら違反しているのか、していないのか、と言ったら、あやふやな事ですが、監査委員さんは法に違反していないと聞いたと。それで、こういう表現にしたと、今、言われました。どうなのですか。正直に言われた方が楽になるかと思えますけれども、駄目なものは駄目なのですよ。いいのですよ、金額的には合っているのですから。ただ、やり方として、単純な間違いでした、すいませんでした、申し訳ございません、というの、この前、聞いておりますし、正しい数字はこうなります、というの聞いています。そして、法に反する会計処理となったということも、文章で書いてあるのですから。それならば、違反していないということは、今更、言えないのではないかと思うのですけれども、どうなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 単刀直入に、法令に違反しているか、していないかと聞かれれば、それは、はっきりと違反をしていると。違反した結果、こうなった処理を行ったものですから、その辺は審査するしかないということでもあります。ただ、決算監査の中で、私どもの理事者側の説明が不十分であったと。そういうことで、監査委員さんとしては法、令には違反していないのだと、ただ、取り扱いがまずかったのだというような趣旨で、ご理解されたのかなと考えてございます。したがって、説明上、若干足りなかった部分があったのかなと思いますが、改めて法令に違反しているのか、していないのかと問われ

れば、違反した結果となったということで改めて申し上げたいと思います。以上です。

○4番（中野勇治君） 了解しました。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 私も監査の1人でありますから、少しばかり、このことについて、ご意見と言いますか、お話をさせていただきたいと思います。今、4番議員は了解をされたようではありますが、それで良いのでありますけれども、実は、この件につきましては、担当の方から、今回の決算についての錯誤があったという説明がありました。それで、もちろん監査に入りましてから、この点についても、色々、意見交換をさせていただきました。ただ、この処理につきましては、30万円の高額医療費等について、一般の全ての医療費

○議長（倉兼政彦君） 諸岡議員に申し上げます。質疑でありますから、説明的な

○8番（諸岡 勇君） 経過を申し上げているのです。そのような経過の中で、処理上、確かにそういった錯誤があったにしましても、これは出納上の相殺処理等については、問題はないということで、この件については、そういった錯誤があったにしても、総計上は問題がないということであるし、すでに色々、議会でも、この決算処理等については、承認の部分も、実はあります。そういった中身の中で、議会も承認をしている部分で、今から金額の訂正というものはない。相対的な問題はないが、訂正が出来ないという部分も、実は入って参りました。したがって、この件については、担当者、または議会等の中でも、これは誤ってそのことを通していたのかと思ったりしまして、詳しくは、それぞれ資料の中で説明をされていますけれども、そういった状況の中で、私どもとしては、この字句は、確かに、入れるか、入れないか、この点について、代表監査委員の方とも充分相談をしました。ただ、この、1字句が、非常に、議員の指摘があるように、問題というか、この点については、字句上、残すべきという判断に達しまして、私どもとしては、担当者に、今後こういった錯誤のないようにということ含めて、まとめとさせていただいたところで、以上です。

○議長（倉兼政彦君） 代表監査委員の補足説明とさせていただきます。その他に質疑はございませんね。それでは、お諮りをいたします。

本件について、議長並びに8番諸岡くんを除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって本件については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することと決定を致しました。

お諮りをいたします。只今、設置された決算審査特別委員会の委員の選任は、委員会条

例第6章第1項の規定により、議席番号1番小口君から議席番号7番岩崎君および議席番号9番齋藤君、並びに議席番号10番南君の9人を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は小口君、長岐君、和田君、中野君、荒川君、藤原君、岩崎君、齋藤君、南君の9人に決定をいたしました。

それでは、これから暫時休憩をいたします。再開は15時30分といたします。

議長から委員会条例第8条の規定により、決算審査特別委員会を招集いたします。正副委員長の互選並びに決算審査の日程等について協議をお願い致します。

---

午後 3時 2分 休憩

午後 3時27分 再開

---

○議長(倉兼政彦君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

諸般の報告を事務局長から行わせませす。

羽野事務局長。

○事務局長(羽野保則君) 諸藩の報告をいたします。休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に藤原委員、副委員長に中野委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月14日、15日の2日間と決定いたしました。以上で諸藩の報告を終わります。

---

◎日程第10 報告第5号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第10 報告第5号 を議題といたします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告をいただきます。まず総務住民常任委員長。

9番 齋藤君。

○9番(齋藤和信君) それでは、所管事務調査報告を行います。本委員会は、下記の事項について、閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により、報告をいたします。調査事項といたしましては、美深町の税全般の現状と課題についてということで、調査の内容につきましては、町税、国保税の課税額・収納額・滞納額の状況について、過去3年間と。②につきましては、上川広域滞納整理機構の取り扱い実績について、

平成28年8月3日、調査を行いました。調査の目的におきましては、我が町の歳入に占める町税は、平成28年度予算ベースでは、7.8%と金額的には地方交付税と比べると小さいが、安定した自主財源の確保と、納税の公平性の確保及び行政サービスの上でなくてはならないものである。このことから課税額・収納額・滞納額を調査したものでございます。担当課の方からは過去3年と言われたのですが、調査の内容につきましては、上川広域滞納整理機構に加入した1年前からということで、5年間の資料を提出させて、説明を受けております。みなさん、お手元の資料を見てもらいますと、滞納額に対する現年度分いわゆる繰越分と、また上川広域滞納整理機構に加入した効果的な推移ということで、皆様のお手元に書類が提出されていると思います。調査のまとめといたしましては、朗読をして報告とさせていただきます。町税、国保税の課税額・収納額・滞納額を調査するにあたり、上川広域滞納整理機構への加入前との比較資料として、平成23年度から平成27年度までの5年間の資料提出があり、その資料に基づき、調査を実施いたしました。それによると、平成23年度の課税額合計が5億7,167万3,000円で、収納額合計が5億4,152万7,000円、滞納額が3,014万5,000円であったが、平成27年度では課税額合計が5億1,920万7,000円、収納額合計が5億715万円、滞納額が1,205万7,000円と、いずれの額も減少に推移しておりました。また、滞納額、滞納繰越分については、平成23年度2,487万8,000円あったのが、平成27年度は925万7,000円と減少している一方、収納率は平成23年度16.3%が平成27年度には42.3%と26%も収納率が上昇している。また、現年度につきましても平成23年度526万7,000円あったのが平成27年度には280万と減少をしております。また、現年分収納率についても平成23年度99.0%が平成27年度には99.4%と0.4%上昇している。このような収納状況を見ると、上川広域滞納整理機構への加入による効果は大きいと判断できる。さらに、担当部署では、未納者の状況把握を詳細に行い、文章・電話・面接と、段階を踏んで、滞納の解消と新たな滞納者を発生させない取り組みを進め、滞納額の縮減に努めている。今後とも、上川広域滞納整理機構と連携を密にするとともに、未納者情報の把握・共有を積極的に進めながら、納税者のニーズに応え、収納率を上げる努力をしていくことが望ましいという判断でまとめをさせていただきました。以上で、所管事務調査の報告を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 只今、の委員長報告にご質疑はございますか。なしと認めます。それでは次、産業教育常任委員長。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 所管事務調査報告、産業教育常任委員会。本委員会は下記の事項について、閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査事項、道路側溝と下水道の現状と課題。①道路側溝、下水道の維持管理について。②長寿命化計画の内容（下水道）。調査方法、聞き取り・現地視察。調査日、平成28年7月11日。調査の目的①市街地の幹線道路側溝の現状と、河川及び排水路の維持管理の課題について②公共下水道の維持管理実績・施設の通常点検及び施設の長寿命化計画の内容課題について。調査の内容、降雨時・災害時等における雨水等の道路側溝排水の状況について、適切に管理・整備がなされているか、今後の課題をどのように考えているか。排水路施設の清掃・管理について、自治会等に業務委託できないか。公共下水道施設について、長寿命化計画に基づき、管理・整備等が進められているか。浄水管理センターの設備等の耐用年数による更新が計画的に進められているか。質疑については省略をしまして、調査のまとめに移ります。①市街地の幹線排水路（雨水処理）は美深川、9線川、オキキン川の3流域で排水されている。通常の降水量は排水できるが、ペンケニウブ川からの土地改良区かんがい用水路の越流水が加わると排水能力を超えてしまうため、現状の排水路での対応は難しい。対応可能な排水路の整備は現実的ではない面もあり、原因となる河川改修等の対策も考えなければならず、今後の課題である。今回の調査では、雨水枡が大量の土砂に覆われている例はなかったが、土砂や落ち葉等が想定以上堆積している枡があることも考えられる。約3,000箇所の町内の雨水枡の計画的な管理が必要である。機動班の業務実態からして、これらの清掃作業は、民間委託を考える必要がある。②公共下水道については、平成27年から31年までの5ヵ年計画で長寿命化に取り組んでいる。浄水管理センターの施設の多くは、設置後20年以上経過しているが、整備計画のもと随時更新されており、8箇所あるマンホールポンプ所も計画的な更新が予定されている。管路の多くは腐食に強い塩ビ管が使われている。マンホールの侵入水を防止するため自走式カメラによる調査を行うなど計画に沿って事業が進行されている。現状の処理池は、供用開始時は3池の計画だったが、現在2池使用されているが、人口推計でも示す通り、受益者は減少するが、当面は現体制が継続される。不明流入水は、以前からの課題だが、マンホールや各家庭における除雪機による、点検口破損に伴う流入も考えられる。町民に対しての啓蒙活動と実態調査が必要である。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告にご質疑はございますか。なしと認めます。以上で報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 休会日の決定を議題といたします。 13日から15日までは議案審査並びに決算審査特別委員会のため、休会としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって、13日から15日までは休会といたします。以上で本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会といたします。どうもご苦労様でした。

議員の皆様にはこの後、協議会を行いたいと思いますので控え室にお集まりください。

散会 午後 3時39分



平成28年第3回定例会  
美深町議会会議録  
第2号（平成28年9月16日）

---

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告（平成27年度美深町一般会計決算の認定について）
- 第 3 認定第2号 委員会報告（平成27年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について）
- 第 4 認定第3号 委員会報告（平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について）
- 第 5 認定第4号 委員会報告（平成27年度美深町介護保険特別会計決算の認定について）
- 第 6 認定第5号 委員会報告（平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について）
- 第 7 認定第6号 委員会報告（平成27年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について）
- 第 8 認定第7号 委員会報告（平成27年度美深町中央簡易水道事業特別会計決算の認定について）
- 第 9 議案第38号 美深町町有林管理条例の一部改正について
- 第10 議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第40号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第41号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第42号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 同意第1号 美深町教育委員会教育長の任命について
- 第15 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
- 第16 決議案第1号 JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議案
- 第17 議員派遣の件
- 第18 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出
- 第19 決議案第2号 美深町飲酒運転撲滅に関する決議（案）

第20 意見書案第2号 TPP協定の国会批判をしないことを求める意見書(案)

◎出席議員(11名)

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 川端秀司君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 大堀裕康君
幼児センター長 藤原裕子君	

◎農業委員会

農業委員会会長 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君 事 務 局 長 羽 野 保 則 君

◎議会事務局

事 務 局 長 羽 野 保 則 君 事 務 局 係 長 神 野 勝 彦 君

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますから直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせませう。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。決算審査特別委員会が休会中の14日、15日の2日間の日程で開かれ、付託事件の審査を終了し、委員会報告書が議長あてに提出されており、本日の会議に付議しております。次に、閉会中に議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から9月実施の例月出納検査報告書の1件です。次に、追加議案について申し上げます。町側から同意1件、議会側から意見書案1件、決議案1件、議員派遣1件、承認案件1件の合計4件です。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2乃至日程第8

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2乃至日程第8 認定第1号 平成27年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。本件、認定第1号乃至認定第7号は、決算審査特別委員会に付託をしておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括して報告を願います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 認定第1号乃至認定第7号について、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。平成28年第3回定例会において、本特別委員会に付託されました認定第1号 平成27年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については、去る、9月14日、15日の日程で町側から提出されました各会計決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書等に基づき、理事者並びに職員により説明を受け、審査を行いました。審査の結果等については議長並びに監査委員を除く全員で構成する特別委員会で行いましたので、省略をさせていただきます。審査の結果、認定第1号及び認定第3号乃至認定第7号については認定すべきもの、認定第2号については不認定

とすべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は、認定第1号 平成27年度美深町一般会計決算の認定について、及び認定第3号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について乃至認定第7号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については、認定すべきもの。認定第2号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定については、不認定とすべきものという報告であります。決算審査特別委員会は、議長並びに監査委員を除く全議員で構成する委員会です。したがって質疑・討論を省略し、採決を行います。まず、日程第2 認定第1号 平成27年度美深町一般会計決算の認定について、認定に賛成する方の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、認定第1号 平成27年度美深町一般会計決算の認定については、認定することと決しました。

次、日程第3 認定第2号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定については、委員長報告は不認定とすべきもの、であります。原案について採決を行います。認定すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（倉兼政彦君） 起立少数であります。したがって、認定第2号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定については、不認定と決定を致しました。

次、日程第4 認定第3号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、認定すべきものに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、認定第3号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定については、認定することと決しました。

次、日程第5 認定第4号 平成27年度美深町介護保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、認定第4号 平成27年度美深町介護保険特別会計決算の認定については、認定することと決しました。

次、日程第6 認定第5号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、認定第5号 平成27年度美深町北

部簡易水道事業特別会計決算の認定については、認定することと決しました。

次、日程第7 認定第6号 平成27年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって、認定第6号 平成27年度美深町下水道事業特別会計決算の認定については、認定することと決しました。

次、日程第8 認定第7号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。

一部、議案書に数字の間違いがございますので、訂正をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、議会側提出の議案書の13頁、平成26年度美深町中央簡易水道事業というところは、平成27年ということに訂正させていただきたいと思います。

したがって、認定第7号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については、認定することと決しました。

---

◎日程第9 議案第38号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第9 議案第38号 美深町町有林野管理条例の一部改正についてを議題といたします。これから議案第38号について質疑を行います。

9番 齋藤君。

○9番(齋藤和信君) 内容について、お聞きをしたいと思います。提案説明の時点で、寄附採納された山林ということで、管理条例の一部変更なのですけれども、説明の中で土地・立木合わせて167万円程度というような試算をされて、説明をされたと思うのですけれども、土地代がどれくらいに換算されておられるのか、1平方メートルあたり。そして、立木がどの程度植えてあって、それに伴う立木の値段、算出はどのような形で産出されたのか。この167万円と説明があった、なぜかといいますと寄付採納された方に対してでも、美深町の表彰条例に値するような形が取られるのではないかと思うので、その時点での金額査定というのがどのようになっているのかお聞かせください。

○議長(倉兼政彦君) 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹(中林秀文君) 160数万円の評価でございますが、まず土地につきましては、改正案で示しております通り、8万5,410平方メートルございます。こちらの土地代金が42万7,000円程度。立木の評価金額につきましては、それぞれ

林齢が50ということで、森林調査簿から取得しておりますので、これに対して評価額が立木相対で125万円程度ということで積算をしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齋藤君。

○9番（齋藤和信君） 解りました。土地代金、約平方メートルあたり5円という計算かなと思っております。これでいくとそのしっかりした森林調査簿の中で、針葉樹が何立方メートルぐらい在籍数ありますと、そして広葉樹があるのか、私は解りません、その山林の林政構成というのは。それでも50年でいくらという形が、おそらく森林調査簿の方に出てくると思うのですよ。そのような所をチェックしながら算出をしているのかなとは思いますが、その辺の立木数とか、解っておられているのですか。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 立木の関係でございまして、森林調査簿の方から、それぞれ50林齢ということで調査をしております、森林調査簿上は今回2筆ございまして、両方、定年林ということで調査されてございます。ただ私どもの方で調査へ行った段階で、1筆についてはカラマツが混じっているということで、その点を含めた形での単価設定で125万円と評価しているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございせんか。なければ質疑を閉じます。討論を行いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第38号について採決を行います。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第38号美深町町有林野管理条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第39号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。これから質疑を行います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 11頁のチョウザメの養殖支援事業交付金300万円に対して、お聞きします。まず、あの施設の町有財産だと思いますけれども、保険等の対応がどのようになっているかということと、様々な事故がありますけれども、町においては事故に対する要項ですとか、そういうのが存在するかどうか、まず2点、お聞きしたいと思いま

す。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 施設の保険の関係、これにつきましては、町有施設でございますので、建物災害共済、これは市町村の災害共済組合というところにかけております。ただ、この建物災害共済は一定程度、制限がございまして火災を中心とした、そういった災害に対して保険を受けられる、共済金を受けられるという制度のものでございます。また、他の施設に関わりまして、事故等、今回のようなケースというのは想定出来ておりませんが、住民に対する補償の部分という保険には加入をしております。事故等に対する対策の要項という意味だったと思うのですけれども、そういったところまでは現状としては出来ていないというような状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） まず、その保険の内容なのですが、美深町内でも一昨年だと思えますけれども、油流出が河川に侵入した事例と、また、スタンドからそのような事例、他にもあると思えますけれども、その場合の保険適用ですとか、そこら辺の調査はしたのかどうなのかもお聞きしたいと思います。それと、協議会の説明の中では、確かこのチョウザメのプールですけれども、680万円の金額がかかると、損害金額だと。半分以上は出せないというような判断で300万円になったような説明がありましたけれども、このような場合、事故の内容等を決めていないと、これから大変だと思うのです。というのは、今回の雪害等の屋根の破損等もありましたし、その前は、ほっとプラザのガラスの破損等がありました。片や全額補てん、片や何分の1、そういう状態では事故に対する決めがない中で、これから大変だと思うのですが、どのようにこれから考えていくのか。その都度、その都度で判断するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 共済の適用の部分でございますが、先ほども言いました通り、町でかけている部分については、いわゆる火災を中心とした風水雪害、こういったものに対応するものというものでございます。一方で、振興公社、こういったところを中心に、対お客さんに対する何らかの損害を与えた場合には、独自で保険に加入して、これに対応しているというような状況でございます。今回のような特異なケースと言いますか、こういったものには今現在、加入している共済では、対応しきれないというような状況になってございます。それから、行政運営の中で、各種事故、こういったものは一定程度、想定されるかなと思います。これに対して、ケースバイケースかというようなことでございますが、基準を今、持っていて、それによって交付をするという定めは持っていないところ

でございます。状況によっては、そういう一定の基準というものは、今、ご質問を受けて、必要なかと思えますけれども、その状況によって対応していく、その事案によって検討しなければならないのではないかと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 冒頭、事例を挙げた、民家ですとか、ガソリンスタンドの流出事故だとかを例に出したのですけれども、町内であった事故は、車庫の落雪で灯油の管を傷つけて、流出して、河川にその油が流れたという事例があったのですが、それは僕も解らなかったのですが、火災保険ですとか、そういう該当になるのかなと思いましたが、よく聞きますと、相手に危害を及ぼしたということで、生命保険の方で該当になって、そちらから土の入れ替え等の搬入等も全部、保険金で賄えだというような事実もあったのですね。ですから、その調査をしっかりとった上で、この金額が出るべきではないのかなと私は思うのですが、その調査もやっていなかったということで良かったですか。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 個人の場合と、今回のような振興公社の従業員が一定の勤務の中で行うものと、少し別かなと思います。個人の部分の生命保険が云々ということまでは調査は、実際しておりません。現在加入しているこの施設、それから振興公社が管理をしている営業に関する保険、こういったものの調査を行いながら、対応出来るかどうか検討して来たところでございますが、これには非該当ということの状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 同じく、チョウザメ養殖支援事業交付金について質問をいたします。まず1つ目に、施設内で起きた事故責任は、全面的に振興公社にあると認識して良いのかどうか。2つ目に、交付にあたって、何を根拠にしたのか。3つ目にチョウザメ炊水産殖場は指定管理の範囲となる施設なのかどうか、この3点をまず伺います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 今回の灯油の流出の部分については、管理運営をしている振興公社にあると考えているところでございます。それから交付金の算定の根拠、全体で680万円、これは行政側で算定をしたものでございますが、この程度、今回かかると。その中で、チョウザメの事業の進行、継続、こういったところを考えまして、振興公社に先ほど責任はあるのですけれども、このチョウザメの継続の部分を、継続が必要であるという認識に立ちまして、その直接の工事費にかかります概ね2分の1、これを1つの根拠としながら交付をしていくというものでございます。それから、今回の施設につきましては、平成24年、もしくは25年の議会だったと思いますが、この施設を振興公社に大儀をし

て、これを振興公社の事業として進めるのだということで、対応しているものでございますので、いわゆる指定管理といった部分には入っていないという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 交付にあたっての根拠については、算定の根拠という認識で捉えたようですが、例えば交付金の交付要綱ですとか、そういうことだったのですが、それ以外の回答内容を聞いても、基本的に交付金、交付要綱に照らしても直接該当するものはなかったのではないのかなと認識を取ったのですが、改めてその部分についてお伺いをしたいということと、指定管理の範囲ではない施設で、支出に伴うその事故責任が管理運営側にあるとき、今、説明では美深町の産業の振興品目に力を入れているというところの説明でありましたが、それらの事を根拠として、交付することに果たして整合性があるのかどうか。あるとすれば、どういう整合性なのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 交付金の考え方については要綱があって、それに基づいて交付をするというものではないのかなと感じております。2つ目の質問と続きますけれども、チョウザメの事業の継続といったことで、今ここでこの事業がストップするというような事に陥ってはならないというようなことで、交付をするというものでございます。それから、事故の責任、振興公社にこの事業をお願いしながら進めてもらっているというところがあります。チョウザメ振興にあたっては町の直営というような方法論もありますし、この時点において、チョウザメ館等々を指定管理者として、振興公社をお願いをしながら、これらの基本になる部分の拡大、こういったところを図ってきたということがありますので、たまたま、こういった振興公社がこの事業を担いながら、こういった事故が発生したということでございます。確かに、その責任を問われれば、管理主体である振興公社であるとは思いますが、町もやはりこういった地域産業の1つの芽、こういったものを推進しなければならぬというような立場も持っているかと思えます。これを、たまたま、振興公社、こういったところに委ねて進めてきたという現実がありますので、今回の事故、直接の事故の原因というのは、管理者であります振興公社にありますけれども、町としてやはり、再度の答弁になりますけれども、チョウザメの事業、これを継続しなければならないという判断にたって、今回、この交付金を予算措置させていただいて継続を図るという意味でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 産業振興は、重要であることは私も認識をしております。しかし、チョウザメだけではないはずで、類似の事例が発生した場合、全部を受けなければ、公

平で公正な予算の執行にはならないのではないかと思います。その根拠となる基準、現在の先ほどの答弁では基準を持っていないとの話でした。必要には思うが、その状況に応じて検討しなければならないという答弁でありましたが、根拠となる体制整備が先なのではないかと思うわけです。今回のケースを受けて、早急にそういった基準等を設ける意味で対応する必要があると思いますが、考えはいかがですか。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 他の事業等々はどのようなのだというようなことであります。例えば農業、こういったところもあります。林業もあるでしょう。これらの場合に、これまでの予算の中で一定の基準を持って交付をしてきたかということ、それぞれ査定の中で検討しながらおこなってきたものと解しております。一定の基準、これは必要なのかと思いますがこれに当てはまらない、該当しないといったことも想定できます。ただし、そこにはやはり継続性を図るためにそれぞれの産業、こういったものを推進しなければならないという事情が発生するのではないかと考えているところでございます。その場合は特例を設けてというようなことも検討出来るかと思えます。今言われたことについては一定程度、検討してみたいと考えておりますが、現状の中でこのチョウザメの事業が特出してこういったことで交付をするのかと言われれば、そうではないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。ないようでありますので、これで質疑を終わります。

ここで、本件に対し、岩崎君から修正案が出されておりますので、資料を配布いたします。お手元に配布しました修正案を原案と合わせて議題といたしますので、提出者の説明を求めます。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を提出致しました。これにつきまして、説明をさせていただきたいと存じます。

平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議。発議者は、美深町議会議員、岩崎泰好です。上記の動議を地方自治法第115条の2、及び美深町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。1枚めくっていただきまして修正案の中身でございます。

議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正する。第1条中、2億6,543万3,000円を2億6,243万3,000円に、また、50億7,871万4,000円を50億7,571万4,000円に改めるものでありま

す。第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるということで、これにつきましては3枚目、4枚目の説明書をもって説明をさせていただきます。総括、歳入、第18款、繰越金、補正前の額が1億105万8,000円を補正額、修正額といたしまして原案の金額より300万円を引きました。補正後の額、補正額が2億4,632万1,000円、合計額が3億4,737万9,000円とするものです。歳入合計にありましては、補正前の額48億1,328万1,000円を補正額、2億6,243万3,000円の減額といたしまして、合計50億7,571万4,000円とするものであります。歳出にありましては、第7款の商工費、補正前の額、2億5,588万3,000円、補正額といたしまして出されております補正予算より300万円引きまして、1,233万円とし、合計額2億7,121万3,000円を2億6,821万3,000円と修正をするものであります。財源については一般財源のも同じように、300万円の修正となります。歳出の合計は補正前の額48億1,328万1,000円に補正額の300万円を減額致しました。2億6,243万3,000円を足しまして、合計額、同じく300万円を引きて50億7,571万4,000円とし、財源についても300万円を引いた一般財源の金額になります。続いて4枚目をお開きください。目の説明でございますが、一目の繰越金、いずれも補正額の金額から300万円を引いた金額という形で修正をさせていただきます。歳出においても、びふかアイランド管理費の部分で300万円を引いた金額という形で修正を提出させていただきます。修正案の提出の説明に移りますが、まず1点目は、今回の補正を組む形になった起因する灯油流出事故につきまして、事故責任が明確に美深振興公社の過失によるものとの見解が示されていることでありまして、そこに町民の税金を充てることに大きな疑義を感じているところであります。2点目は、事故の施設は平成25年9月議会の議決を得て、美深振興公社に無償貸し付けされたものである点から、その事故処理にかかわる経費は、該当団体が負担すべきものであるという事でございます。この平成25年9月議会の議決の中にありまして、議事録をずっとめくっていきますと、答弁の中にも、これは独自の新たな事業展開として振興公社が行うものという形で説明をされております。3点目には、この補正予算の中の項の部分、第4項でびふかアイランド管理費という形で計上しておりますけれども、先程の質疑の中にもありましたように、指定管理者制度の中で、その指定管理に使用されるものではないと。別な建物であるという観点から、この4項の部分も、項がなかったというか、無理やりにここに当てはめたとしか思えないというところであります。それから4点目には、19節にある交付金の関係でございます。先ほどの交付金等の根拠はという質問もありましたけれども、19節にある交付金から支出するというところに大きな疑義があります。議員規定の中

でもいろいろ勉強させていただいたのですが、一般的に法令又は契約に基づいて、該当団体が負担しなければならない経費をいい、負担金・補助金・交付金という3種類のものがあるという説明であります。負担金・補助金については省略をしますが、交付金については、法令又は条例等によって団体に属する負担金等の徴収義務等を強占めている場合に、その事務処理の報酬として資する経費を言う、ということで交付金の性格について書いてございますが、今回の交付金措置というのはその性質上、合致するものでないということでございます。5点目は、提案者側は町長でございますから、今回提案を受けたところでございますが、全員協議会の中でも、町長がすでに金額等も約束をしてきているという点に大きな1つの疑義があります。決めるのは議会でありますから、議会はしっかりその辺の対応をしなければいけないと思うところであります。6点目ですが、先程の質疑の中にも出てきました、根拠とするところが明確ではないと。今後、起こりうるこれらのことについては、それに対応出来る条例等、規則等をはっきりとした根拠が示せるなかで実行されるべきものとするものであります。チョウザメ事業については、私も大いに振興しなければいけないという立場でございますが、しかし、今後、今現状の中でも、美深振興公社、それから久の家さん、それから本平さんと3箇所でチョウザメの飼育等の事業を行っているところですが、万が一、これらの他の施設で、今回と同じような形の条例とか、あるいは規則等の根拠のない事故が発生した場合に、それにお金を出さざるを得ないと。今回のことが前提となって、そういう事態が起こりうるということ考えますと、しっかり発生主義といいますか、根拠のあるものにしっかり補助金なり交付金なりだしていくのが本来は筋であろうと思うところであります。以上の観点から、今回の修正案を提出した経緯であります。議員の皆様のご理解によりまして議案の採決をお願いするということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 動議はどのような内容ですか。

○1番（小口英治君） 今の件に関してもう少し、議員間の中で議論したいと思いますので、それが動議の理由です。

○議長（倉兼政彦君） 解りました。それは質疑が終わってからにしてください。

それでは説明が終わりましたので修正案に対する質疑を行います。ございませんか。なければ質疑を閉じます。暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。

---

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開いたします。これから討論を行います。討論は次の通りに行います。まず、原案賛成者、次に原案反対者、次に修正案の反対者、もとに戻って原案の賛成者という順序で行きます。それではただ今から討論を行います。まず原案賛成者はいらっしゃいますか。

10番 南君。

○10番（南 和博君） 原案賛成の立場から、討論を申し上げます。この案件につきましては、先程、総務課長からの説明があったように、町側の説明ではチョウザメ振興の継続を大事にしたい旨のお話がありました。その中で、チョウザメという生き物を飼育する中では、早急な対策をしなければならない。早急に飼育の再会をしなければならず、脆弱な財政状況の振興公社が負担出来る余力が少なく、維持には町の支援が必要であることで、やむをえない措置と考えます。よって、原案に賛成する立場で討論といたします。ただ、意見といたしまして、振興公社に関わる今回の事故の責任は重大でありまして、また町においての管理責任があることから、何らかの処分を今後、求めていくことが重要であると考えます。今後のチョウザメ振興を推進するためには、今回の事故を契機に、しっかりと管理体制整備を進めなければ、町民の理解は得られないと思うこと、この事を意見として付議致します。以上で賛成討論といたします。

○議長（倉兼政彦君） 次に原案に反対の方の討論を行います。いらっしゃいますか。ないようでありますから、次に、修正案に対する反対者の討論はございますか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 今回の修正案に対しまして、私は、反対する立場で意見を申し上げたいと存じます。まず、今回出されました6つの修正に対する理由についてであります。私も1番、2番の振興公社の責任等については、理事者の説明の中で2日の議会、協議会、全員協議会、先程の協議会の中で再認識をしたところであります。ただ、私はこの振興公社の施設を管理するという状況の中で、今回の事故が発生したのは、除雪の作業の際のオウガによる傷つけ、本当にそれは微妙な点のかなり小さな穴であって、それがゆっくり浸透していったのではないかということでありまして、雪が大変多かったということでありまして、指定管理者側も、何回もこれは除雪をしていると。そしてまた特定することが出来ないということでありまして、毎日のように雪が降る、そういった作業の中で、そういう厳しい条件の中で作業が行われていたというように私は理解を致しました。確かに、そういった責任等については、それなりに理由があっても、指定管理者側の責任だということについては、私は認めざるを得ないと考えております。そして、また、町長についてはこのことで会社、その株主会議等におきましても、陳情を受けて、議会が通れば、その

300万円について出したいという気持ちを伝えたこともお聞きしました。先ほども、その確認をさせて頂きました。確かに680万円、そのうちの720万円は、その砂利の汚れに対する、旭川の業者に出しての、そういった処理のことであるわけでありまして、そういった点では、この金額等については、私は負担等についても振興公社がやらなければいけないかもしれませんが、私はそういった施設の老朽化を含めて、まだまだこの部分については、施設が老朽化していなければ未然に防ぐこともできたのではないかという考えを示唆しております。また、観光を含めたその施設のことについては、もちろん、今年度、今日以降、29年度までに理事者側はチョウザメ振興等については、協議を進めて、養殖産業の形を作りたいと説明しているわけでありますから、この点については、充分研究を練った中で、私はやるべきだと思っていますので、これが4つ目のこれからに向けたじっくり北大等の管理をしながら、研究しながら進んでいるべき問題であると私は考えまして、この点については、そのように反論したい。それから5つ目については、法令については確かに理事者の答弁でもありましたように、突発的な予測出来ないこういったケースでありまして、農業被害などについても突発的なことについては約束をつけることは出来ないわけでありまして、条例を作りながら、その負担について整理をしていっているというのが今日の関連であります。そういった点でも、この5番目のことについては、こういったことがなされていない指摘については、今までの事故等を懸案したことでは、当然かなと考えて、理事者側の考え方について、そのようにしていただきたいと考えているところであります。6つ目についての根拠の関係で、これもまた基準を作るというべきこと等については、これまた色々、財産譲渡のことから、色々あるわけでありますが、確かに無償に貸し付けることについての課題があったにしても、何れにしてもこれは以前の議会の中で、少数反対者がいましたが、多数で、このことについても無償で貸し付けるということについては、議会を通っているわけでありまして、そういった意味でも、私は今回、修正をされました案について、反対をする立場で、そしてまた、少しはこの条例等が出来上がれば、将来的なチョウザメの振興策といったものが出来上がって、そういった振興が図られるのなら、問題はないと本人も言っているわけでありますから、私は、あまりいきりたつ必要はないのではないかと考えておりますし、今後は、このチョウザメについて、産業について、振興公社と充分、今回の事故を踏まえて、このチョウザメ産業として収益の上がる産業に育てていきたいという心構えを持っているわけでありまして、これからも、こういった事故を充分向上するための努力をしていくという約束を今後とも作っていくという回答をいただいたわけでありますので、私は、この修正案に反対をする立場で意見とさせていただきます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 次に原案賛成者の討論を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 私は今回出されました原案には、賛成の立場として一言述べさせていたいただきたい。先ほど来、議論がありましたように、原因がある程度特定されているということで、責任の所在等もはっきり解っている中で、そちらの方が原因をしっかりと追求した中で、責任を負うというのは当然のことであり、私もその辺のことは同意をしますが、そういった中で、チョウザメに対しての補正予算でありますけれども、チョウザメということ考えた場合に、プールの施設そのものも、町が持っていたものを整備して、管理を渡した部分である。チョウザメに関しては皆さんもご存じの通り、町の今後の期待を担う産業として育てていくと。議会も当然そういう気持ちでいますし、町の方も当然そういう形で進めてきた中で、チョウザメ産業、ようやく1つ歯車が進みだした、そういった中で考えますと、先ほども答弁があったように、この歩みを止めてはならないという事を考えますと、今回のことは非常に不本意な部分もありますけれども、このような決定をなされたということに関しては、支持をさせていただきたいと。そのような立場から今、回の原案はそのまま私は認めるべきではないのかなという立場の中で、賛成の討論とさせていただきたいと思います。どうぞ皆さんご参集よろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 原案に反対の方の討論を行います。ございますか。なければ修正案に対する反対者の討論を行いたいと思いますが、ございますか。なければ、原案に賛成の方の討論を行います。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 原案に賛成の立場から討論を行います。先の一般会計の提案説明の中で質問をした際に、この事故に関しては全面的に振興公社の責任であることを認めたところでもあります。同時に、この事故に伴う交付金の資質に関して、基準があるかどうか聞きましたところ、基準はないということでありました。本日の会議中、休憩を持ち、全員協議会がもたれる中で、改めてここについて町側の姿勢をただしたところ、今後、基準を作り、交付にあたって真摯に取り組むという回答を得ました。このことにより、私は、この交付に関する、町民への説明がつくものと判断致しましたので賛成いたします。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかに討論はございますか。なければ、討論なしと認め、これから採決を行います。この採決は起立によって行います。まず、はじめに、修正案に賛成の方の起立を願います。

（起立少数）

○議長（倉兼政彦君） 起立少数です。したがって修正案は否決されました。これから原案について採決を行います。原案に賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。したがって議案第39号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。只今から暫時休憩をいたします。再開は13時15分といたします。

---

午後12時 4分 休憩

午後 1時15分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

---

◎日程第11 議案第40号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第40号について質疑を行います。ありませんか。なければ質疑を終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第40号について採決をいたします。議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第40号 平成28年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第41号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第41号について質疑を行います。質疑はありませんか。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論はなしと認め、これから議案第41号について採決を行います。議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第41号 平成28年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第42号について質疑を行います。ありませんか。質疑を終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。それでは議案第42号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第42号 平成28年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 同意第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 同意第1号 美深町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第1号 美深町教育委員会教育長の任命について説明を申し上げます。本件は、本町教育委員会教育委員のうち、石田政充教育委員が、9月30日をもって任期満了となりますが、平成27年4月に執行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、従来の教育委員長が廃止され、教育委員長と教育長を一本化した、新教育長を議会の同意を得て、教育長は直接任命する常勤務特別職として行うことになりましたので、同氏を新教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものがあります。石田君は、昭和31年1月26日生まれ、現在60歳であります。昭和49年、美深高等学校卒業と同時に、本町の職員に採用となりました。総務、産業、建設、福祉、教育との経験を積み、平成19年5月から教育委員となり、教育長を務めていただいております。就任と同時に美深小学校の改築を始め、幼保一元化、美深中学校の改築、エアリアル競技の振興に力を注ぎ、さらに第5次総合計画の大きな事業であった、学校給食に関して多くの意見に耳を傾け、実現させてきたところであります。教育に対する情熱は高く、人格、識見ともに優れた方です。これまでに培われた豊富な経験を活かして、教育行政の推進に当たっていただきたく、最適の方であると考えております。満場のご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 本件について質疑があれば発言を願います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これは、法律の改正に伴うものと現在の任期との関連であると思われませんが、今後この任命にあたっては任期が従来の任期と同じなのかその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 法律が改正になりまして、新教育長の任期については3年ということになってございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは、平成28年10月1日から3年間ということよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） その通りでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論を省略して、これから、同意第1号 美深町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に同意に賛成する方の起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって同意第1号 美深町教育委員会教育長の任命に同意を求める件については、同意をすることと決定をいたしました。

---

◎日程第15 意見書案第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案を議題といたします。本件の提出者は小口君、賛成者は藤原君、岩崎君、長岐君、荒川君です。この際、提出者の小口君から、本件についての趣旨を説明頂きます。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について、地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。要旨は、意見書案の朗読に代えさせていただきます。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植える、といった森林資源の循環利用を進める必要がある。また、森林の

整備を進め、木材を積極的に利用して、林業・木材産業の成長産業化を図る事は、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。このようなか、道では、森林の交易的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、様々な取り組みを進めてきたところである。今後、人口林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講じるよう強く要望する。1、森林環境税（仮称）等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など森林吸収源対策を推進すること。2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。議員各位のご賛同を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。討論もありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第1号について採決を行います。意見書案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は原案のとおり可決し、意見書を提出することと決定いたしました。

---

◎日程第16 決議案第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 決議案第1号 JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議案を議題といたします。本件の提出者は諸岡君、賛成者は齊藤君、南君の両君です。この際、提出者から本件の趣

旨について説明をいただきます。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議。このことについては、美深町議会会議規則第14条の規定によりまして、別紙のとおり決議案を提出するものであります。趣旨については、決議案を朗読しまして提案と代えさせていただきます。提案者は私、そして賛成者には齊藤和信議員、南和博議員であります。決議案を朗読いたします。北海道とりわけ東北に住む地域住民にとってJR北海道の宗谷本線は自らが暮らすまちと、それぞれの都市を結ぶ大切な公共交通機関であることは論を俟たないところです。そのような中、JR北海道は鉄道事業の大幅見直しの方針を打ち出し、地元自治体との協議を始める考えを示しました。その理由として、経営環境の悪化の改善が挙げられています。我々も、決してJR北海道の経営改善に反対するものではありません。しかし、今回JR北海道が打ち出した経営改善策は、鉄道事業の規模縮小という手段で、経営改善をしていこうという、縮小再生産的な手法としか思われません。JR北海道の経営は非常に厳しいことは理解していますが、同様に北海道、道内市町村も厳しい財政状況の中、何とか知恵を絞って北海道の活性化、地域の活性化に取り組んでいます。道北地域では、国鉄の民営化に伴って、天北線、名寄本線、深名線の廃止を受け入れました。確かに、バス事業への経営転換によれば、経営効率が上がる事は容易に試算、想定出来る事です。しかし、上記の長大3線の廃止によって、転換バスの本数が増え、見かけ上は沿線住民にとって利便性が改善されたにもかかわらず、沿線地域のその後の著しい衰退を見れば、鉄道事業が単なる経営効率以上の大きな影響を地域に与えていることを、我々、道北に住む地域住民は身をもって学んできました。JR北海道は、国の基本方針である地方の創生の理念と相反する経営規模縮小という手法をとるのではなく、いずれも財政難の団体であることを踏まえた上でも、北海道、関係市町村、JR北海道の3者が中核となり、国、関係団体、地域住民の協力や知恵を借り、道北地域の活性化を図ることが、JR北海道の使命であり、ひいては道北地域の創生につながると考えます。JR北海道にあっては、今までにも増して道北地域における主要交通機関の主役を担う使命を果たし、共に地域の活性化に取り組んでいくよう強く要望するものです。本町議会は、JR北海道はもとより、国や道及び町、関係団体や地域住民の皆さんと協力し、地域の活性化のため行動します。以上、決議する。平成28年9月16日、美深町議会。以上、提案をいたしまして、議員の皆様のご賛同を頂きたく、お願いを申し上げます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ありませんか。なけ

れば質疑を終了いたします。討論もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) これから、決議案第1号について採決をいたします。決議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって決議案第1号 JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議員派遣の件

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第17 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第122条の規定によって、お手元に配布のとおり議員の派遣を承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。したがって議員の派遣の件については承認と決定をいたしました。

---

◎日程第18 承認第3号

○議長(倉兼政彦君) 次に、日程第18 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について、閉会中の事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。したがって総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会から、閉会中の所管事務調査の申し出については、申し出のとおり承認すると決定をいたしました。

お諮りをいたします。岩崎君、他から意見書案第2号ということでTPP協定の国会批准をしないことを求める意見書案、それから、小口君から決議案第2号 美深町飲酒運転撲滅に関する決議案が提出されております。これらの日程を追加することに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) なければ議題といたします。決議案第2号 美深町飲酒運転撲滅

に関する決議案を日程第19に追加、並びに意見書案第2号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書案を日程第20に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。それでは資料を配ります。

---

◎日程第19 決議案第2号

○議長(倉兼政彦君) それでは日程第19 決議案第2号 美深町飲酒運転撲滅に関する決議案を議題といたします。本件の提出者は小口君、賛成者は諸岡君です。この際、提出者の小口君から趣旨について説明をいただきます。

1番 小口君。

○1番(小口英治君) 提案の趣旨を申し上げます。昨今、交通事故の報道に接するとき、一瞬のうちに貴い人命が失われ、家族共々人生設計が破綻する悲劇が、毎年のように繰り返されています。思い起こせば、飲酒に伴う交通事故が、平成25年7月、小樽市海水浴場での4人死亡事故。翌年26年6月には酒気帯びで現職の帯広署員逮捕。同年7月には釧路市消防本部職員の酒気帯びで逮捕。27年6月には、砂川市において飲酒による事故死亡4人、重傷者1人。28年7月には弟子屈町議員が飲酒運転で逮捕と、大変、猶予すべき事態と認識し、町の公職にあるものは、猶に及ばず、美深町民が一丸となつての取り組みが求められています。よって、美深町飲酒運転撲滅に関する決議案を提出いたします。提出者は小口英治、賛成者は諸岡勇議員です。決議案はお手元に届いておりますが、案文の説明は、案文の朗読に代えさせていただきます。美深町飲酒運転撲滅に関する決議案。交通事故のない、安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての願いである。私たちの生活は、車社会の進展とともに利便性が向上し、経済的にも豊かさは増したが、昨今、飲酒運転が原因の交通事故により、被害者が貴い命を奪われたり、重大な身体の障害を負うという悲惨な事件が起きている。こうした悲劇を繰り返さないためには、警察による取り締まりと、本人の自覚のみに任せるのではなく、地域社会全体として、飲酒運転は、しない、させない、許さないという規範意識を住民はもとより、社会風土として定着させなければならない。美深町民は飲酒運転撲滅に率先して取り組み、意識啓発の一層の充実を図り、北海道をはじめ、各市町村、各関係機関や団体との連携を強化するとともに、町民一丸となつて飲酒運転の撲滅に組むことをここに宣言する。美深町議会。なにとぞ、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(倉兼政彦君) 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。質疑な

しと認めます。討論を行いますか、討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから決議案第2号について採決を行います。決議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって決議案第2号 美深町飲酒運転撲滅に関する決議案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 意見書案第2号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第20 意見書案第2号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書案を議題といたします。本件の提出者は岩崎君、賛成者は和田君です。この際、提出者から本件の趣旨について説明をいただきます。

7番 岩崎君。

○7番(岩崎泰好君) 意見書案第2号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出についてご説明を致します。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定によりまして、下記の通り意見書を提出するものであります。提出者は私、岩崎。賛成者は和田議員であります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の各大臣、議長宛でございます。意見書案をもちまして趣旨の説明とさせていただきます。TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書案。TPP、環太平洋パートナーシップ協定は調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないままTPP対策費を含む補正予算を通し、6,000頁を超えるとされる協定及び付属書をきちんと精査する時間も与えないまま、国会に批准を求めようとしております。国や地域さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。協定の内容にも大きな問題があります。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品、5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて、重要5品目の3割、その他農産品ではその98%の関税撤廃を合意しています。さらには農産物の関税撤廃時期の繰り上げや政府が国会決議を守ったとする例外も、7年後には、5ヵ国と関税・関税割当・セーフガードについて協議が行われる規定があるなど、今、示されている合意も通過点に過ぎません。これでは地域農業は断ちゆきません。また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ、健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議会に参加国企業からも意見を表明出来る規定さえあります。T

TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカから規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。よって、このように問題が多い協定の拙速な批准はしないよう、慎重審議を求めるとともに、国会批准をしないことを求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。平成28年9月16日、北海道中川郡美深町議会議長、倉兼政彦。説明は以上で終わります。どうぞ皆様方のご賛同お願いいたしますようお願いをして説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 意見書案が出されたのですが、この、出された文面等について、非常に国際問題でありますけれども、こういった日程の中で、今日、この中に追加に至ったのか。内容等について勉強する暇もないという状況の中で、なかなかこれに賛同するのは難しいかと思ったりしているものですから、提出の経過についてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 提出の経過については、意見書案については、先の15日の議運の席上に提出をしております。議運の中で、追加の議決法案として審議をいただいているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。ほかになければ質疑を閉じます。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから意見書案第2号について採決を行います。意見書案第2号について賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。したがって意見書案第2号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書案については、原案のとおり可決し、意見書を提出することと決定いたしました。

これで、本定例会に付議された案件の一切を終了いたしましたので、会議を閉じます。これで平成28年第3回美深町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後1時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 和 田 健

署名議員 中 野 勇 治